

高松市一般廃棄物処理基本計画

(計画期間：平成30年4月～令和10年3月)



Zero Carbon City
Takamatsu

平成30年3月

(令和6年12月見直し版)

高松市

～ 目 次 ～

第1部 一般廃棄物処理基本計画の概要	P 4
第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要	P 5
1 策定の趣旨	P 5
2 計画の位置付け	P 6
3 計画の期間	P 7
第2章 地域概要	P 8
1 位置及び地勢	P 8
2 気候状況	P 9
3 人口動態	P 10
(1) 人口推計	P 10
(2) 年齢・性別の構図	P 11
4 産業構造	P 12
5 土地利用状況等	P 13
(1) 地目別土地利用状況	P 13
(2) 都市計画用途地域	P 13
第2部 ごみ処理基本計画	P 14
第1章 ごみ処理の現状と課題	P 15
1 ごみ処理の現状	P 15
(1) ごみ処理の体制	P 15
(2) ごみの分別区分	P 16
(3) ごみ処理の流れ	P 17
(4) ごみ排出量の推移等	P 18
ア ごみ排出量の推移	P 18
イ 家庭系ごみ排出量の推移	P 19
ウ 事業系ごみ排出量の推移	P 20
エ 資源ごみ排出量・リサイクル率の推移	P 21
オ 最終処分量の推移	P 22
カ 可燃ごみの組成	P 23
(5) 施設整備状況	P 25
ア 中間処理施設	P 26
イ 最終処分場	P 29
(6) ごみ処理経費	P 30
2 前ごみ処理基本計画の実績と評価	P 31
(1) ごみの減量・再資源化に関する取組	P 31
ア 目標達成状況	P 31
イ アンケート調査結果	P 35

ウ 他の中核市との比較	P36
(2) その他ごみ処理に関する取組	P38
3 ごみ処理の課題	P39
4 行政の動向	P40
(1) 国の動き	P40
(2) 県の動き	P40
第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針	P41
1 基本理念	P41
2 基本方針	P42
3 市民・事業者・市の役割	P43
(1) 市民の役割	P43
(2) 事業者の役割	P44
(3) 市の役割	P44
第3章 ごみ処理基本計画の目標値	P45
1 ごみ処理基本計画の目標値	P45
(1) 家庭系ごみの減量目標	P46
(2) 事業系ごみの減量目標	P47
(3) ごみ総排出量の減量目標	P48
(4) 最終処分量の減量目標	P49
第4章 ごみ処理基本計画の施策体系	P50
1 ごみ処理基本計画の施策体系	P50
2 各施策の取組項目	P54
(1) ごみの発生自体を抑制する2Rの推進に関する取組	P54
(2) 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進に関する取組	P60
(3) 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立に関する取組	P63
第3部 生活排水処理基本計画（し尿等処理計画）	P68
第1章 生活排水処理基本計画の基本的事項	P69
1 生活排水処理基本計画策定の背景	P69
2 生活排水処理基本計画の位置付け	P69
第2章 し尿等処理の現状	P70
1 し尿等処理事業の沿革	P70
2 し尿等の収集・処理方法	P70
(1) し尿等の収集	P70
(2) し尿等の処理	P71
3 し尿等の処理形態別人口・処理量の推移	P73
(1) 処理形態別人口の推移	P73
(2) し尿等処理量の推移	P76

第3章 し尿等処理量等の見込み・課題	P78
1 処理形態別人口の見込み	P78
2 し尿等処理量の見込み	P81
3 し尿等処理の課題	P82
第4章 し尿等処理計画	P83
1 生活排水処理基本計画（し尿等処理計画）の施策体系	P83
2 基本理念	P84
3 基本方針	P84
4 基本施策	P84
（1）安定的かつ効率的なし尿等処理等の推進	P84
ア 適正なし尿等処理の推進	P84
イ し尿等処理施設の計画的な維持管理	P84
ウ 脱水汚泥の有効利用	P84
（2）し尿等の安定した収集運搬体制の確保	P84
ア 許可業者による適正な収集運搬体制の継続実施	P84
イ 許可業者の実施する経営合理化策等への対応	P85
ウ 合併町等におけるし尿等の収集運搬体制の確保	P85
（3）し尿等の計画処理量の適正な把握	P85
（4）災害時におけるし尿収集・処理への対応	P85
ア 災害時におけるし尿等の迅速な収集運搬の実施	P85
イ 災害時におけるし尿等の迅速な処理の実施	P85

第1部 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第2章 地域概要

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1 策定の趣旨

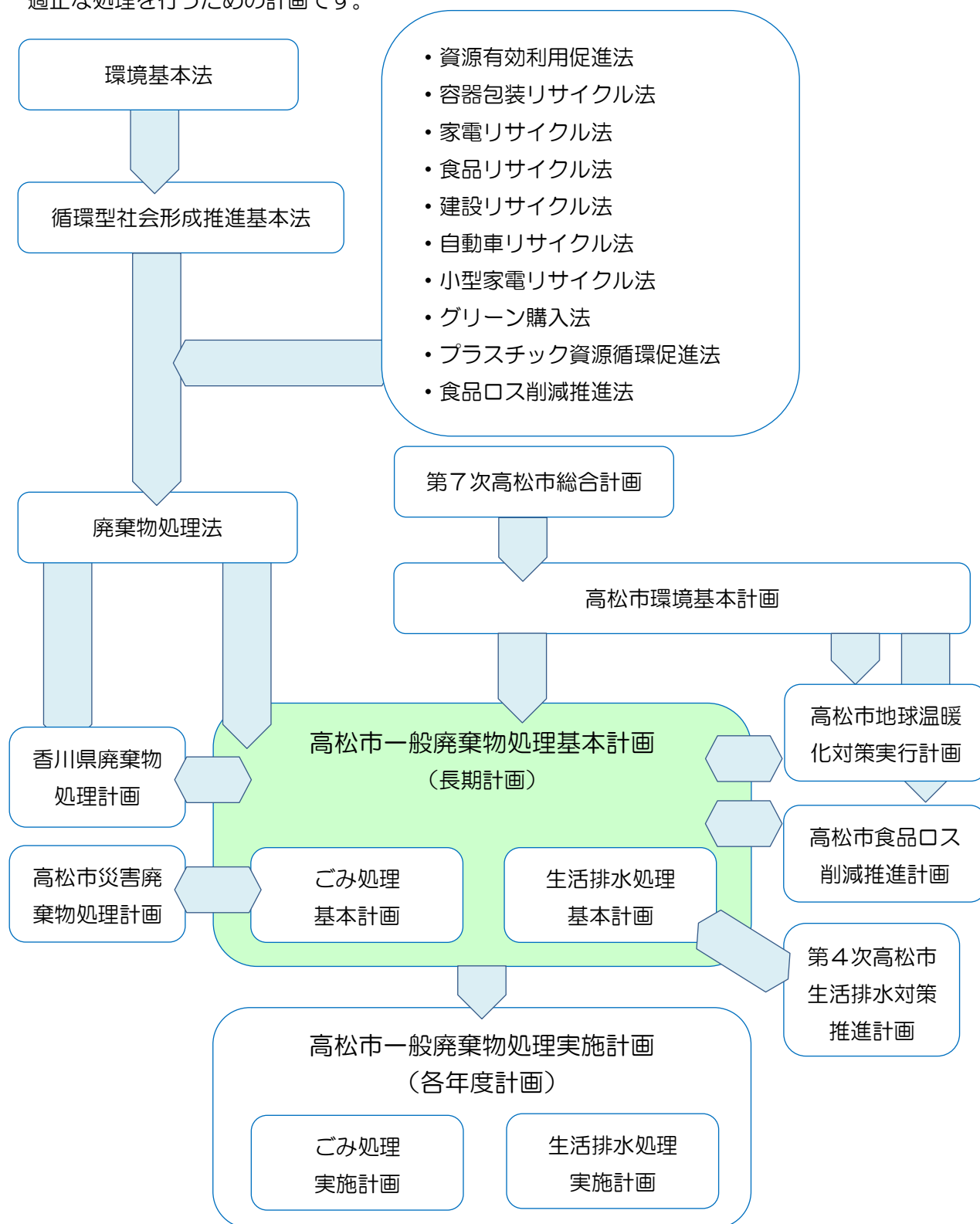
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に関し、統括的責任を有することとされています。

高松市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物の処理に関し、長期的かつ総合的な視点に立ち、計画的な推進を図るための基本的な方針等を明確にするものです。

平成20年4月に改定した前計画においては、「スリムで持続可能なごみ処理・生活排水処理の推進 ～地域の発展と環境が両立した循環型社会の構築～」を基本理念に、ごみの発生抑制によるスリム化を図り、既存のシステム、施設等を有効に活用した持続可能なごみ処理を推進するとともに、し尿・浄化槽汚泥の効率的かつ衛生的な処理に努めてきましたが、その計画期間が平成29年度末で終了することや、ごみ処理計画策定指針及び香川県廃棄物処理計画の改定など国・県の動き、また、ごみ処理をめぐる社会経済情勢の変化などを踏まえ、平成30年度以降を対象とした新たな計画を策定するものです。

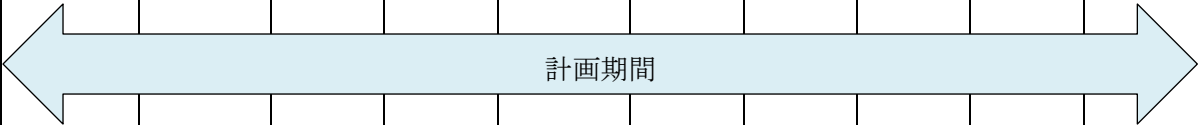
2 計画の位置付け

本計画は、「第7次高松市総合計画」及び「高松市環境基本計画」を上位計画として、本市の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするとともに、一般廃棄物の適正な処理を行うための計画です。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30(2018)年度から 2027 年度までの 10 年間とします。2022 年度において、社会経済情勢やごみ処理の状況を踏まえ、計画の見直しを行ったほか、プラスチック資源循環促進法への対応を踏まえ、2024 年度に計画の一部見直しを実施しました。

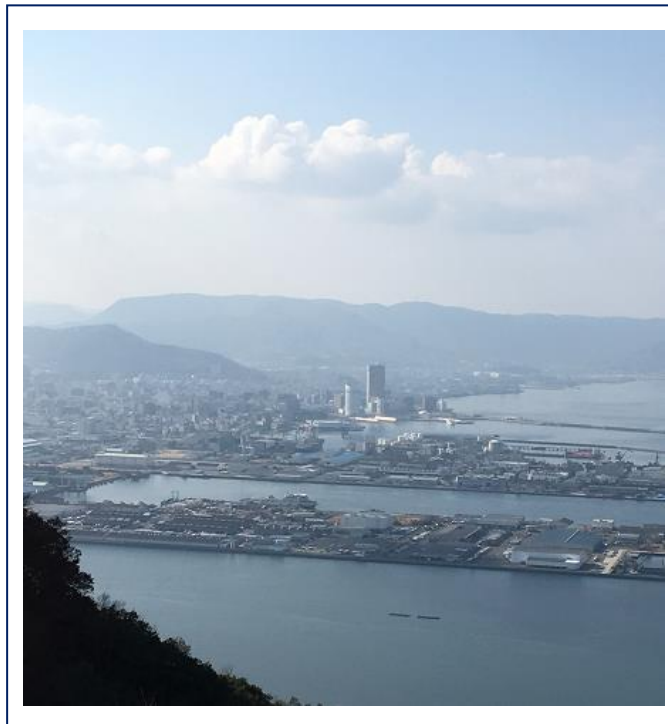
2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
									
計画初年度				計画中間見直し		計画一部見直し			計画目標年度

第2章 地域概要

1 位置及び地勢

本市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置し、東西約 24 キロメートル、南北約 36 キロメートル、面積は香川県の総面積のほぼ 20%に当たる、375.44 平方キロメートル（平成 28 年 7 月 13 日現在）です。

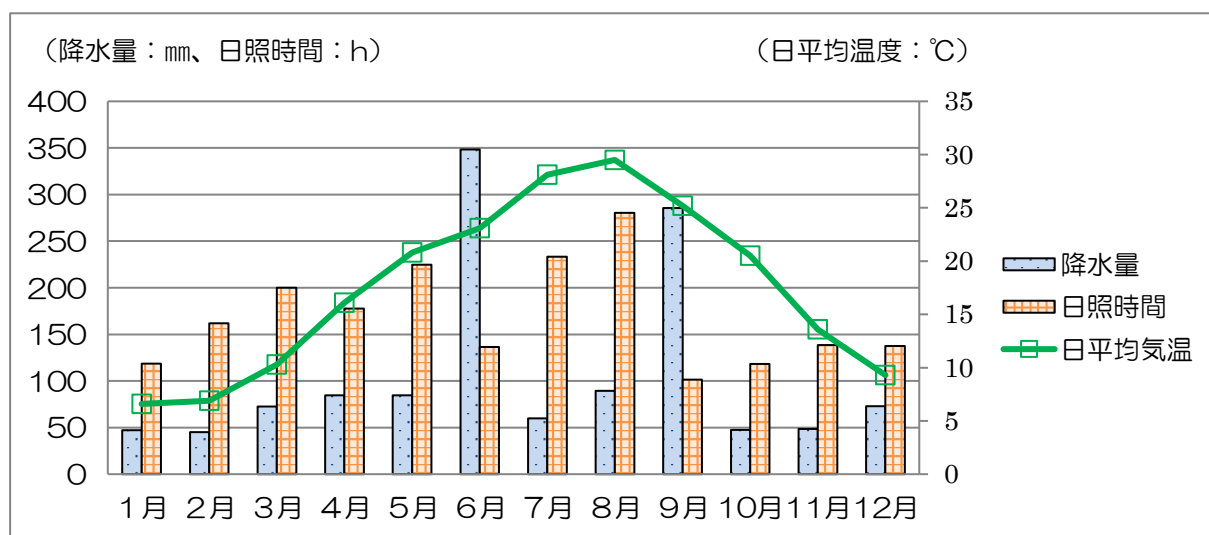
地勢は、東に屋島、八栗山、西に五色台を擁し、南に讃岐山脈を控え、なだらかに北に向かって傾斜し、この中に讃岐平野が広がり、紫雲山を背景に市街地が海岸近くまで続いています。北は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深い関わりの中で、県都として、また、四国の中枢管理都市として発展を続けてきた、海に開かれた都市です。



2 気候状況

本市は、瀬戸内海式気候区に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間が長い気候特性があります。なお、平成 28 年度における降水量などの気象データは以下のとおりです。

本市の降水量・日照時間・日平均温度



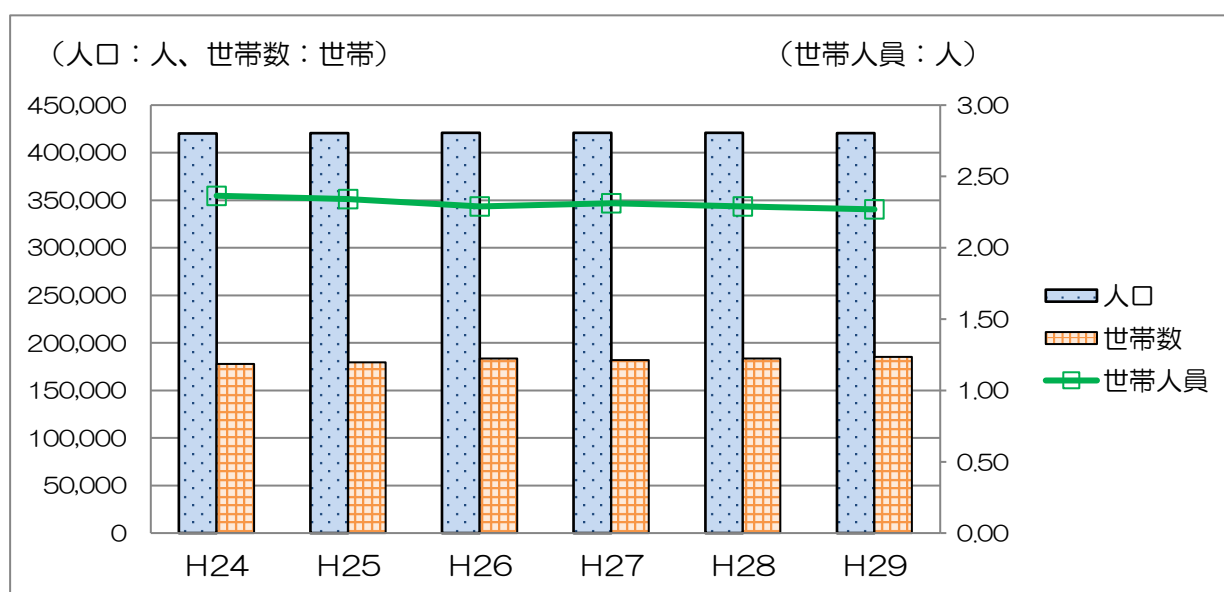
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	47.0	45.0	72.5	84.5	84.5	348.5	60.0	89.5	285.5	47.5	48.5	73.0
日平均気温 (℃)	6.6	6.9	10.3	16.1	20.8	23.1	28.1	29.5	25.2	20.5	13.6	9.3
日照時間 (h)	118.6	161.8	200.1	177.8	224.6	136.3	233.4	280.3	101.3	118.4	138.5	137.4

3 人口動態

(1) 人口推計

本市の人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 420,529 人となっており、過去 5 年間の推移を見ると、平成 24 年 10 月から平成 27 年 10 月にかけて 456 人増加しましたが、その後、平成 27 年 10 月から平成 29 年 10 月にかけては 219 人減少しており、緩やかな減少傾向に転じています。なお、世帯数については、過去 5 年間で 7,590 世帯の増加（平成 24 年度比：約 4% 増加）となっていますが、1 世帯当たりの人数は、過去 5 年間で 0.09 人減（平成 24 年度比：約 4% 減少）となっており、減少の傾向にあります。

人口・世帯数・世帯人員の推計



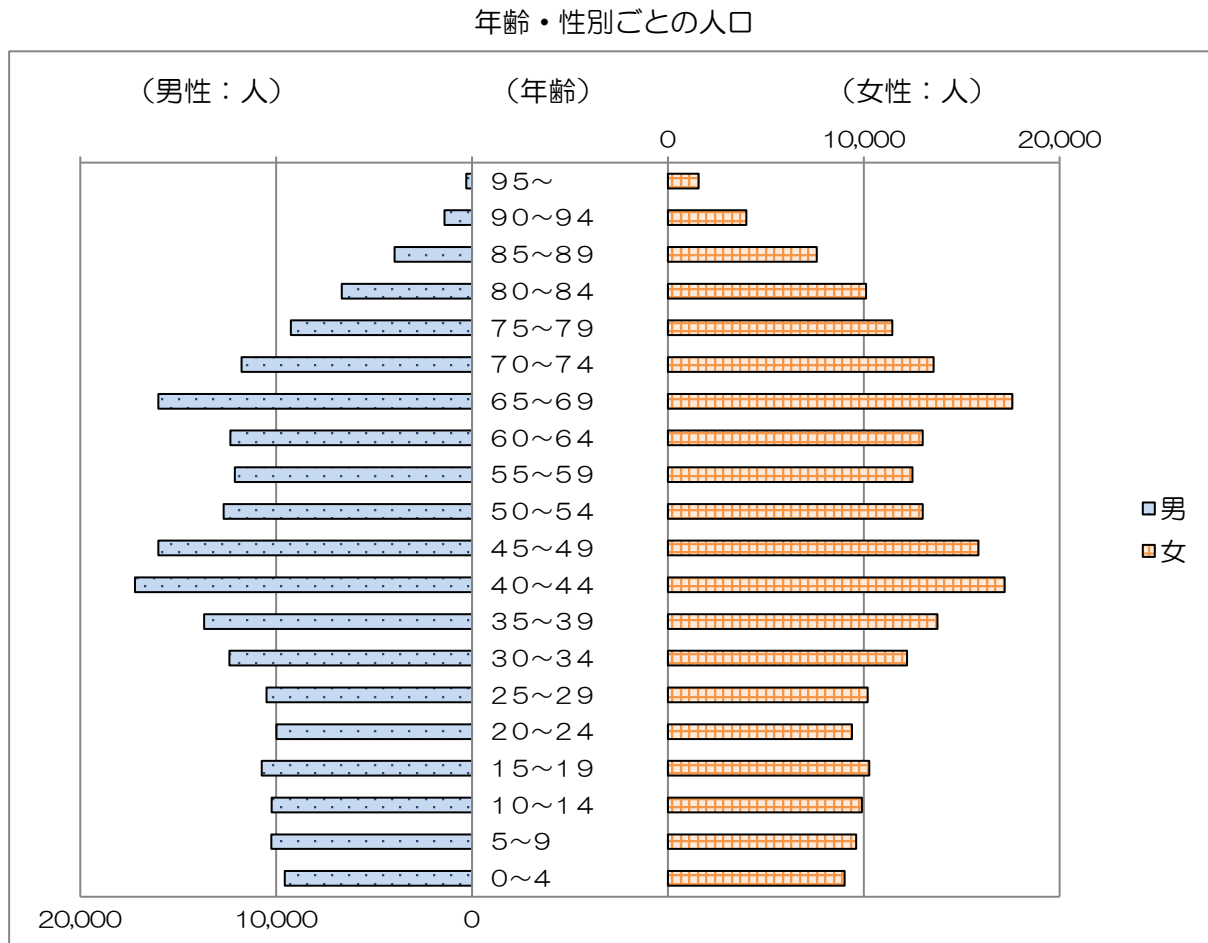
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人口 (人) ①	420,292	420,699	420,736	420,748	420,736	420,529
世帯数 (世帯) ②	177,728	179,623	183,661	182,047	183,661	185,318
世帯人員 (人) ①÷②	2.36	2.34	2.29	2.31	2.29	2.27

※人口・世帯数は、推計人口（10 月 1 日現在）による数値です。

（２）年齢・性別の構図

本市の年齢別人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在において、年少人口（15 歳未満）が全体の約 14%（58,574 人）、生産年齢人口（15～64 歳）が約 60%（255,070 人）、高齢者人口（65 歳以上）が約 27%（115,228 人）を占める構造となっています。

また、性別では、女性が男性よりも約 15,000 人多くなっています。



年 齢	総数（人）	男性（人）	女性（人）
0～14歳（年少人口）	58,574	30,040	28,534
15～64歳（生産年齢人口）	255,070	127,628	127,442
65歳～（高齢者人口）	115,228	49,328	65,900
計	428,872	206,996	221,876

※住民基本台帳の登録人口による高松市統計書（平成 29 年 10 月）の数値です。

4 産業構造

本市の産業構造は、産業分類別に事務所数を比較すると、第1次産業である農林漁業が1%未満を、鉱業や建設業などの第2次産業が約15%を、その他の産業である第3次産業が約85%を占めています。また、業種別に比較すると、卸売業・小売業が約28%と最も多くを占めており、続いて宿泊業・飲食サービス業が約12%、建設業が約9%を占めています。

産業分類	事業所		従業者	
	事務所数	割合	人数	割合
第1次産業	80	0.4%	582	0.3%
農林漁業	80	0.4%	582	0.3%
第2次産業	3,308	15.0%	34,547	16.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	19	0.1%	79	0.0%
建設業	1,916	8.7%	15,631	7.6%
製造業	1,373	6.2%	18,837	9.2%
第3次産業	18,601	84.6%	170,388	82.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	19	0.1%	1,606	0.8%
情報通信業	272	1.2%	5,824	2.8%
運輸業、郵便業	500	2.3%	10,710	5.2%
卸売業、小売業	6,041	27.5%	50,898	24.8%
金融業、保険業	483	2.2%	8,324	4.1%
不動産業、物品賃貸業	1,756	8.0%	6,104	3.0%
学術研究、専門・技術サービス業	1,037	4.7%	5,651	2.7%
宿泊業、飲食サービス業	2,682	12.2%	19,116	9.3%
生活関連サービス業、娯楽業	1,715	7.8%	8,444	4.1%
教育、学習支援業	685	3.1%	5,689	2.8%
医療、福祉	1,578	7.2%	27,136	13.2%
複合サービス事業	115	0.5%	2,298	1.1%
サービス業（他に分類されないもの）	1,718	7.8%	18,588	9.0%
計	21,989	100.0%	205,517	100.0%

※事務所数や従業者数は、平成28年経済センサス活動調査 速報集計（事業所に関する集計）（環境省）による数値です。

5 土地利用状況等

(1) 地目別土地利用状況

本市の地目別土地利用状況については、主なものとして、山林が約 30%、田畑を合わせて約 23%、宅地が約 17%を占めています。

地 目	地 籍 (ha)	全体に占める割合
田	6,295.8	16.8%
畑	2,205.4	5.9%
宅地	6,258.6	16.7%
塩田	0.5	0.0%
鉱泉地	0.0 (6㎡)	0.0%
池沼	93.8	0.2%
山林	11,317.8	30.1%
牧場	0.3	0.0%
原野	57.2	0.2%
雑種地	1,469.7	3.9%
その他	9,844.9	26.2%
計	37,544.0	100.0%

※平成 29 年度市税概要の数値です。

(2) 都市計画用途地域

本市の都市計画用途地域は、以下のとおりです。

(単位：ha)

第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
887	149	941	440	1,300	438	94
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
432	265	1,134	215	179	6,474	

※平成 28 年 3 月 4 日付け高松市告示第 169 号による都市計画用途地域の数値です。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針

第3章 ごみ処理基本計画の目標値

第4章 ごみ処理基本計画の施策体系

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

本市におけるごみの処理体制や分別区分、排出量の実績などについては、以下のとおりです。

(1) ごみ処理の体制

本市では、ごみの収集運搬について、家庭系ごみは市が直営又は委託により行い、事業系ごみは、事業者が市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して行っています。また、中間処理施設へ直接、自己搬入されるものもあります。

中間処理については、市と民間の処理施設で行っており、市の処理施設から発生した焼却灰などの最終処分については、市の最終処分場で行っています。

処 理		実施主体
収集運搬	家庭系	直営・委託業者・自己搬入
	事業系	許可業者・自己搬入
中間処理	燃やせるごみ	市 ※平成 28・29 年度においては、西部クリーンセンターの焼却施設の基幹的設備改良工事のため一部民間委託あり。
	破碎ごみ	市
	資源ごみ	市・委託業者
	有害ごみ	委託業者
	臨時・粗大ごみ	市
最終処分		市

(2) ごみの分別区分

本市では、ごみの再資源化を推進するため、家庭から排出されるごみについて、燃やせるごみ、破碎ごみ、資源ごみ、有害ごみに分別し、ステーション方式により回収しています。なお、資源ごみは種類ごとに分別収集しており、使用済小型家電等は回収ボックス方式により回収しています。

分別区分			収集回数	収集方法	排出容器等
燃やせるごみ			週2回	ステーション方式	高松市指定収集袋
破碎ごみ			月2回	ステーション方式	高松市指定収集袋
資源ごみ	紙・布	新聞紙	月2回	ステーション方式	布・衣類は高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋。それ以外はヒモで十字に縛る。 （紙製容器包装のみヒモで十字に縛るか紙袋に入れる。）
		雑誌			
		段ボール			
		紙パック			
		紙製容器包装			
		布・衣類			
	缶・びん・ペットボトル		月2回	ステーション方式	高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋
プラスチック容器包装		週1回	ステーション方式	高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋	
有害ごみ			月2回	ステーション方式	筒型乾電池・水銀体温計・ライター等は透明ポリ袋、蛍光管はダンボールケース
使用済小型家電 小型充電式電池 リサイクルマークのない充電電池等			随時	回収ボックス方式	回収ボックスへ直接投入

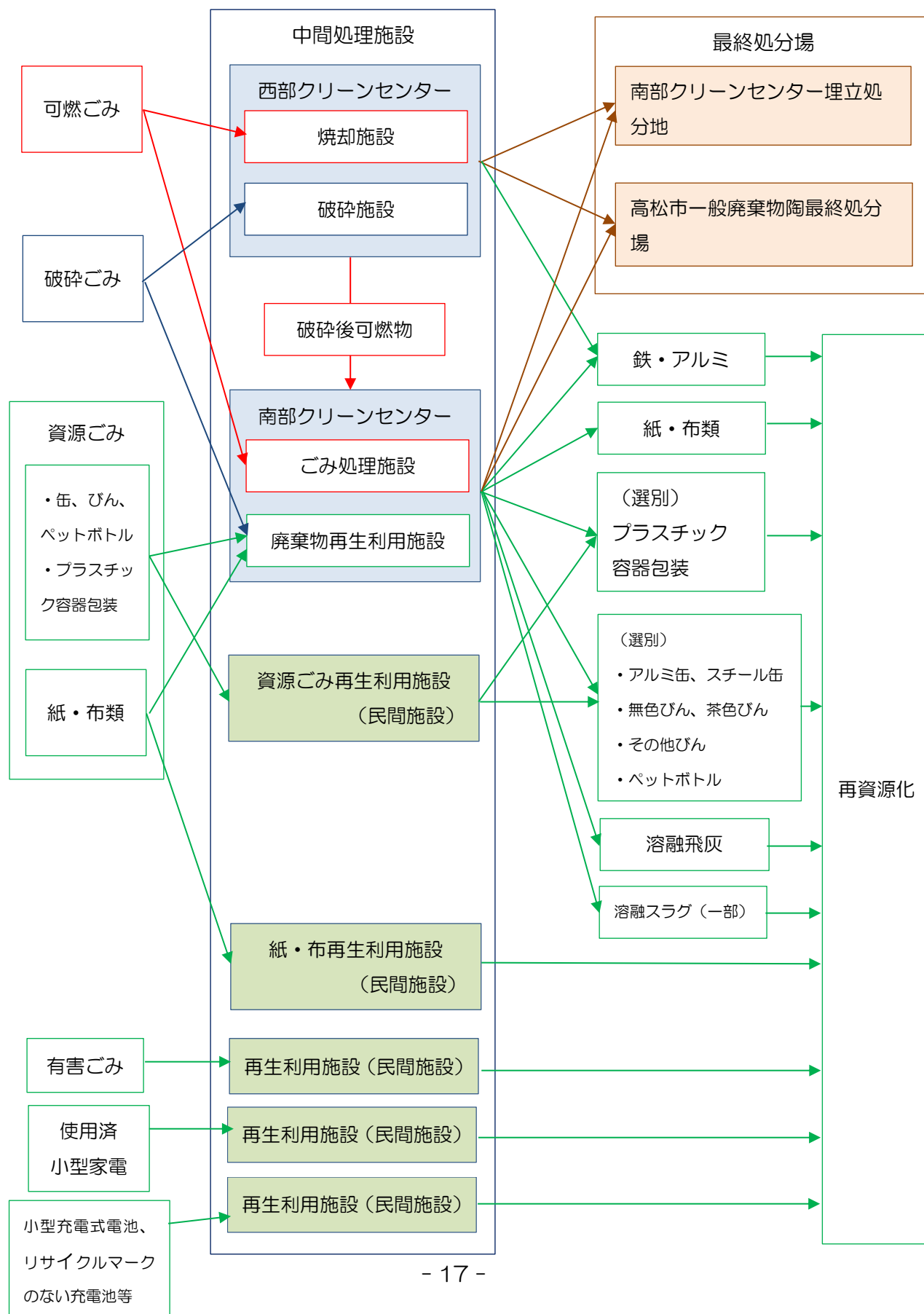
※一部地域のステーション収集回数が、異なる場合があります。

※大型家具やタイヤなどの臨時・粗大ごみや清掃ごみなどは、以下の方法により回収しています。

区 分	収集回数	収集方法	排出方法
臨時・粗大ごみ	随時	戸別収集方式	収集車両の進入できる所まで持ち出す。
清掃ごみ	随時	清掃場所で収集	燃やせるごみと破碎ごみに分別し、収集車両の進入できる所まで持ち出す。
犬、猫等の死体	随時	戸別収集方式	収集・運搬しやすいように袋等の容器に入れておく。

(3) ごみ処理の流れ

本市の主なごみ処理の流れは以下のとおりです。



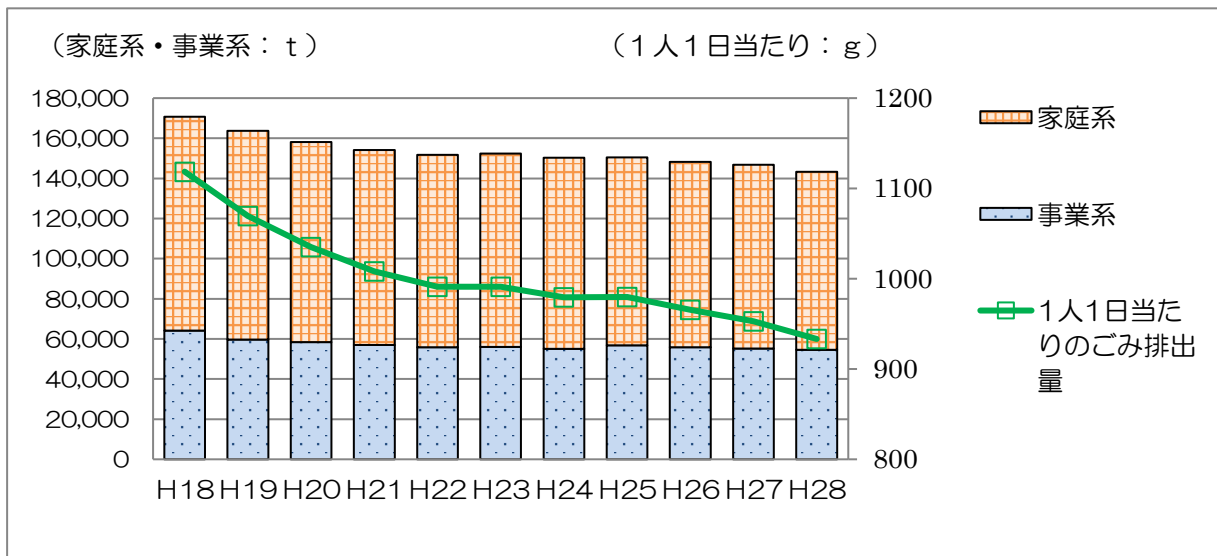
(4) ごみ排出量の推移等

ア ごみ排出量の推移

平成 28 年度のごみ排出量は 143,322 t と、平成 18 年度比で約 16%減少しており、平成 28 年度の 1 人 1 日当たりの排出量についても 933 g と、平成 18 年度比で約 17%減少しています。

なお、平成 28 年度のごみ排出量のうち、家庭系ごみが約 62% (88,692 t)、事業系ごみが約 38% (54,630 t) を占めています。

ごみ排出量の推移



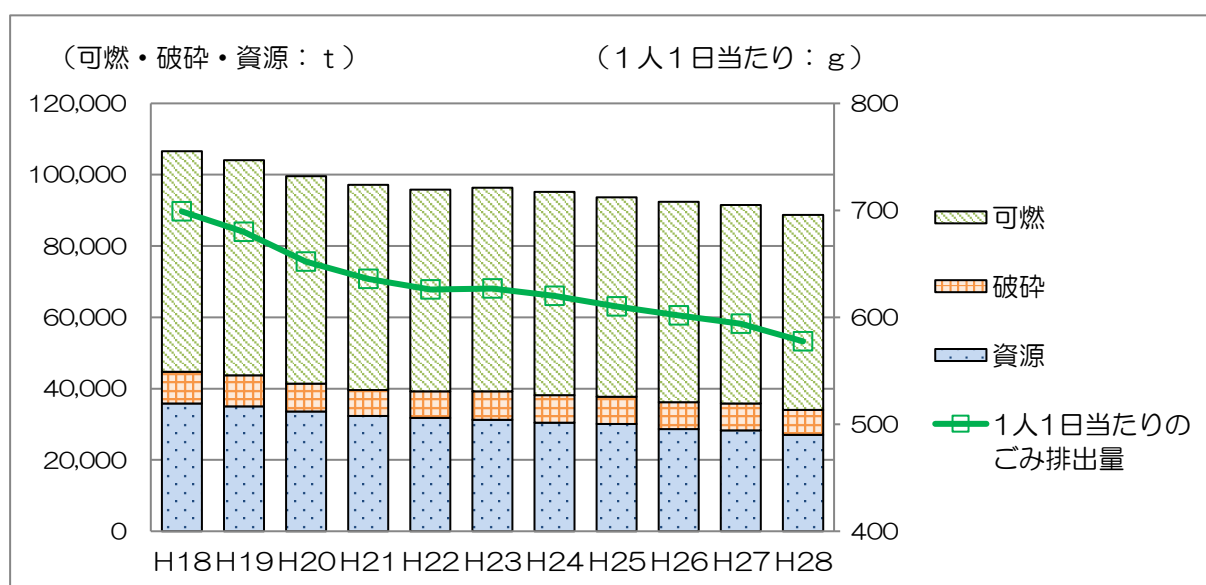
区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人口 (人)	418,196	418,234	418,315	418,749	419,429	419,997	420,292	420,699	420,758	420,748	420,736
家庭系 (t)	106,602	104,037	99,576	97,150	95,843	96,374	95,180	93,671	92,410	91,478	88,692
事業系 (t)	64,138	59,671	58,474	56,930	55,897	55,968	55,087	56,781	55,883	55,267	54,630
計 (t)	170,740	163,708	158,050	154,080	151,740	152,342	150,267	150,452	148,293	146,745	143,322
1人1日当たり のごみ排出量 (g)	1,119	1,069	1,035	1,008	991	991	980	980	966	953	933

イ 家庭系ごみ排出量の推移

平成 28 年度の家庭系ごみ排出量は 88,692 t と、平成 18 年度比で約 17%減少しており、平成 28 年度の 1 人 1 日当たりの排出量についても 578 g と、平成 18 年度比で約 17%減少しています。

なお、平成 28 年度の家庭系ごみの排出量のうち、可燃ごみが約 62% (54,678 t)、破碎ごみが約 8% (6,996 t)、資源ごみが約 30% (27,018 t) を占めており、平成 18 年度比では、可燃ごみが約 12%減少、破碎ごみが約 21%減少、資源ごみが約 25%減少と、すべて減少傾向にあります。

家庭系ごみ排出量の推移



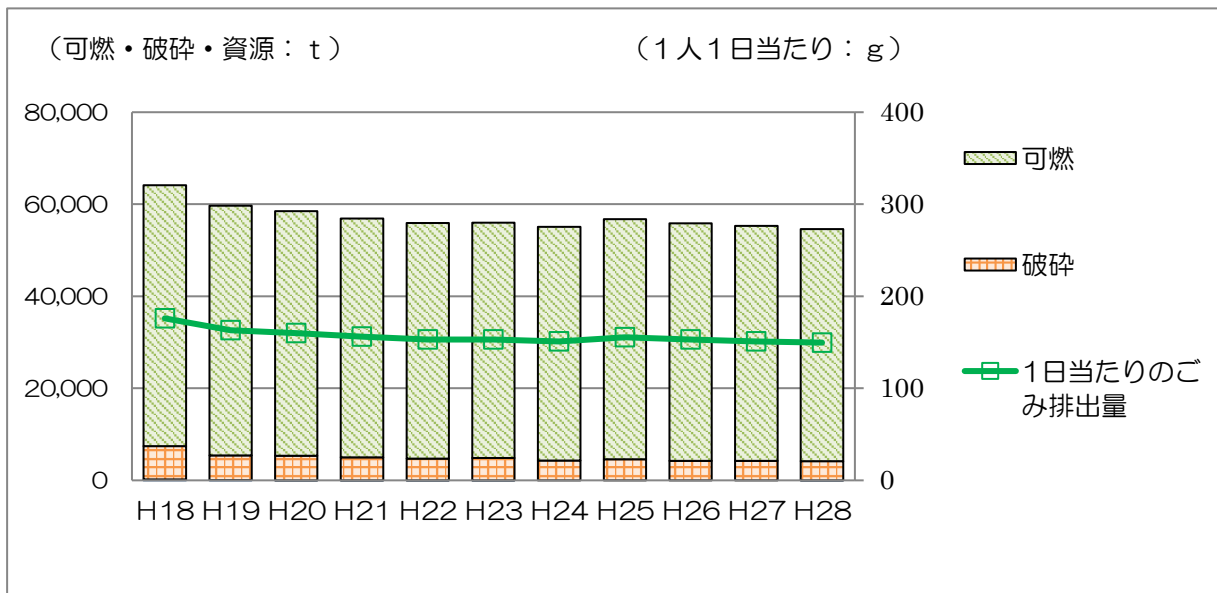
区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
可燃 (t)	61,855	60,306	58,150	57,542	56,562	57,155	56,985	55,953	56,255	55,668	54,678
破碎 (t)	8,886	8,714	7,875	7,287	7,439	7,963	7,772	7,628	7,485	7,531	6,996
資源 (t)	35,861	35,017	33,551	32,321	31,842	31,256	30,423	30,090	28,670	28,279	27,018
計 (t)	106,602	104,037	99,576	97,150	95,843	96,374	95,180	93,671	92,410	91,478	88,692
1人1日当たりの ごみ排出量 (g)	699	680	652	636	626	627	620	610	602	594	578

ウ 事業系ごみ排出量の推移

平成 28 年度の事業系ごみ排出量は 54,630 t と、平成 18 年度比で約 15%減少していますが、その推移については、平成 18 年度から平成 22 年度までの4年間で約 13%と大きく減少した後、平成 22 年度から平成 28 年度までの6年間では、約 2%の減少に留まりほぼ横ばいの状態にあります。平成 28 年度の 1 日当たりの排出量についても 150 t と、平成 18 年度比で約 15%減少していますが、平成 22 年度から平成 28 年度までの6年間では約 2%の減少とほぼ横ばいの状態にあります。

なお、平成 28 年度の事業系ごみの排出量のうち、可燃ごみが約 92%（50,471 t）、破碎ごみが約 8%（4,158 t）を占めており、平成 18 年度比では、可燃ごみが約 11%減少、破碎ごみが約 43%減少と、それぞれ減少傾向にあります。

事業系ごみ排出量の推移



区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
可燃 (t)	56,679	54,221	53,139	51,946	51,137	51,097	50,774	52,181	51,632	51,034	50,471
破碎 (t)	7,254	5,393	5,333	4,983	4,759	4,870	4,313	4,600	4,251	4,233	4,158
資源 (t)	205	57	2	1	1	1	0	0	0	0	1
計 (t)	64,138	59,671	58,474	56,930	55,897	55,968	55,087	56,781	55,883	55,267	54,630
1日当たりの ごみ排出量 (t)	176	163	160	156	153	153	151	156	153	151	150

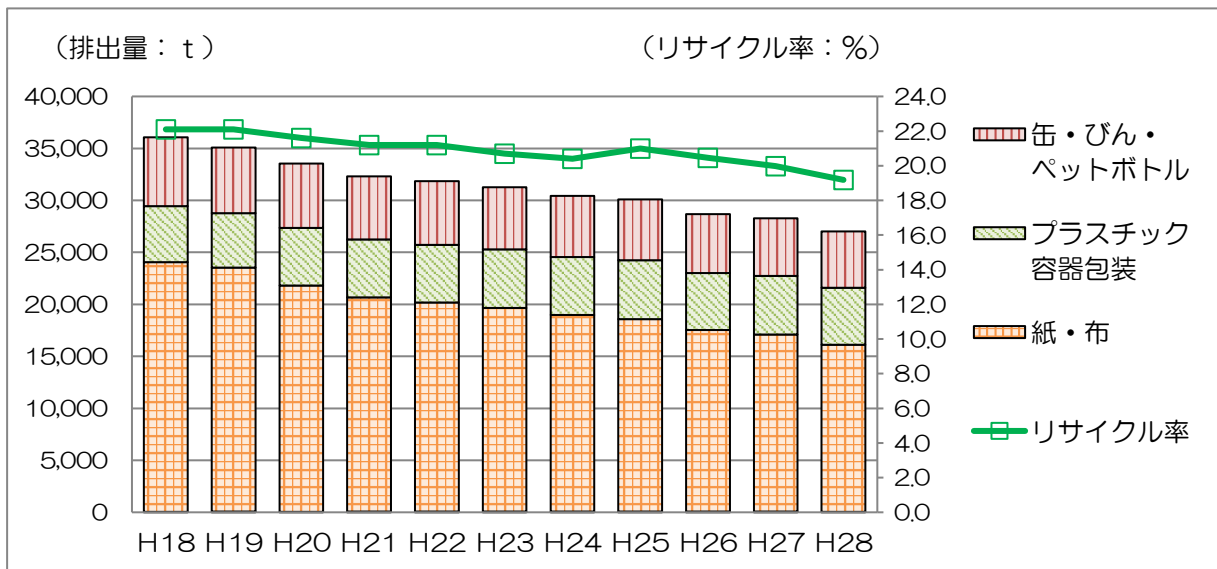
エ 資源ごみ排出量・リサイクル率の推移

平成 28 年度の資源ごみ排出量は 27,019 t と、ペットボトル等の容器の軽量化や、インターネットの普及に伴う紙媒体の消費量の減少、また、大型小売店等での資源物の店頭回収の拡大といった社会状況の影響などにより、平成 18 年度比で約 25%減少しています。

また、再資源化量については、資源ごみとして排出されたものに加え、破碎ごみから選別して取り出した金属の有効利用なども行っており、これらを合わせた平成 28 年度の量は 27,495 t となっています。

ごみ総排出量のうち再資源化量が占める割合であるリサイクル率については、平成 25 年度から南部クリーンセンターの焼却処理で発生する溶融スラグの有効利用を始めたことなどにより、同年度に一旦上昇したものの、平成 28 年度では 19.2%と、平成 18 年度の 22.1%から低下傾向にあります。

資源ごみ排出量・リサイクル率の推移



区 分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
資源ごみ 排出量 (t)	缶・びん・ ペットボトル	6,608	6,311	6,194	6,080	6,108	5,956	5,880	5,859	5,652	5,538	5,409
	プラスチック 容器包装	5,384	5,219	5,555	5,579	5,541	5,635	5,569	5,648	5,491	5,632	5,500
	紙・布	24,024	23,482	21,750	20,584	20,117	19,586	18,898	18,512	17,451	17,039	16,052
	その他	50	62	54	79	77	80	76	71	76	70	58
	計	36,066	35,074	33,553	32,322	31,843	31,257	30,423	30,090	28,670	28,279	27,019
再資源化量 (t)		37,756	36,173	34,160	32,597	32,213	31,578	30,632	31,650	30,351	29,324	27,495
リサイクル率		22.1%	22.1%	21.6%	21.2%	21.2%	20.7%	20.4%	21.0%	20.5%	20.0%	19.2%
(参考) 市が把握する資源物の店頭回収量 ※1		—	—	—	—	—	—	1,245	1,313	1,307	1,344	2,036

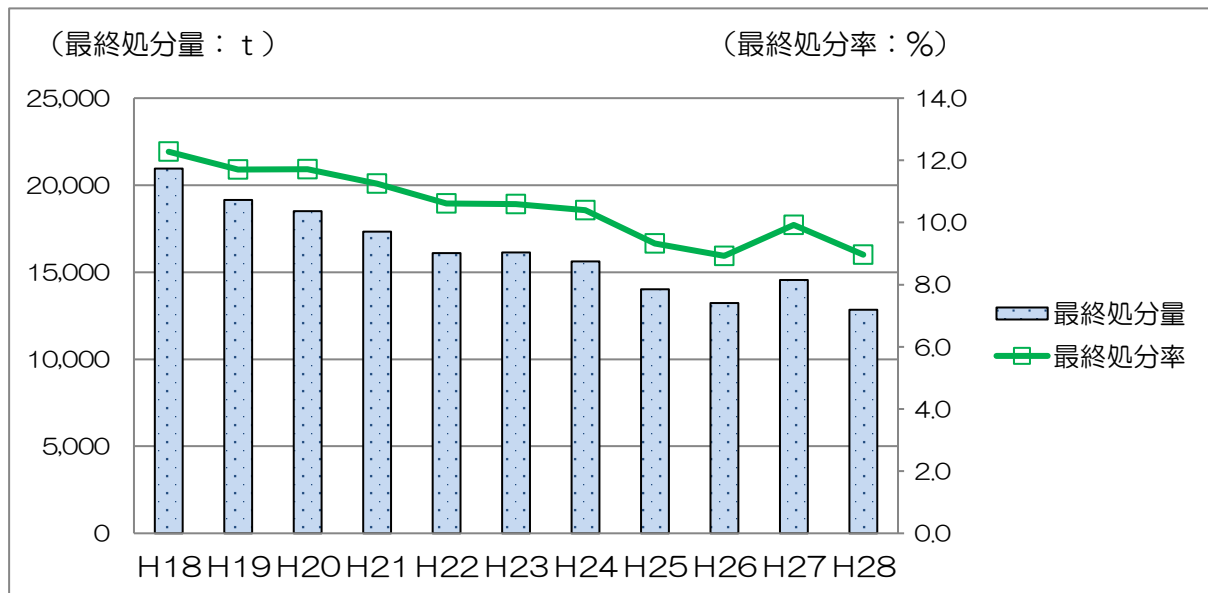
※1 大型小売店等で実施している資源物の店頭回収量のうち、調査に協力いただいた事業所からの報告により、本市が把握している量です。(平成 28 年度：8 事業所 60 店舗)

オ 最終処分量の推移

本市の最終処分量は、平成 25 年度から溶融スラグの有効利用を始めたことなどにより、同年度に一旦大きく減少したものの、利用先となる公共工事の減少から溶融スラグの再資源化が鈍化したことで、平成 27 年度では増加に転じました。その後、平成 28 年度では、西部クリーンセンターの焼却施設基幹的設備改良工事に伴い、西部クリーンセンターより焼却残渣の発生割合が少ない南部クリーンセンターで、例年より多くの焼却処理を行ったことなどから、最終処分量が減少しています。

なお、平成 28 年度 of 最終処分量は 12,844 t と、平成 18 年度比で約 39% 減少しており、平成 28 年度 of 最終処分率についても 9.0% と、平成 18 年度の 12.3% から低下傾向にあります。

最終処分量の推移



区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
最終処分量 (t)	20,961	19,153	18,512	17,338	16,103	16,132	15,621	14,028	13,236	14,555	12,844
最終処分率	12.3%	11.7%	11.7%	11.3%	10.6%	10.6%	10.4%	9.3%	8.9%	9.9%	9.0%

※最終処分率は、ごみ排出量に対する最終処分量の割合です。

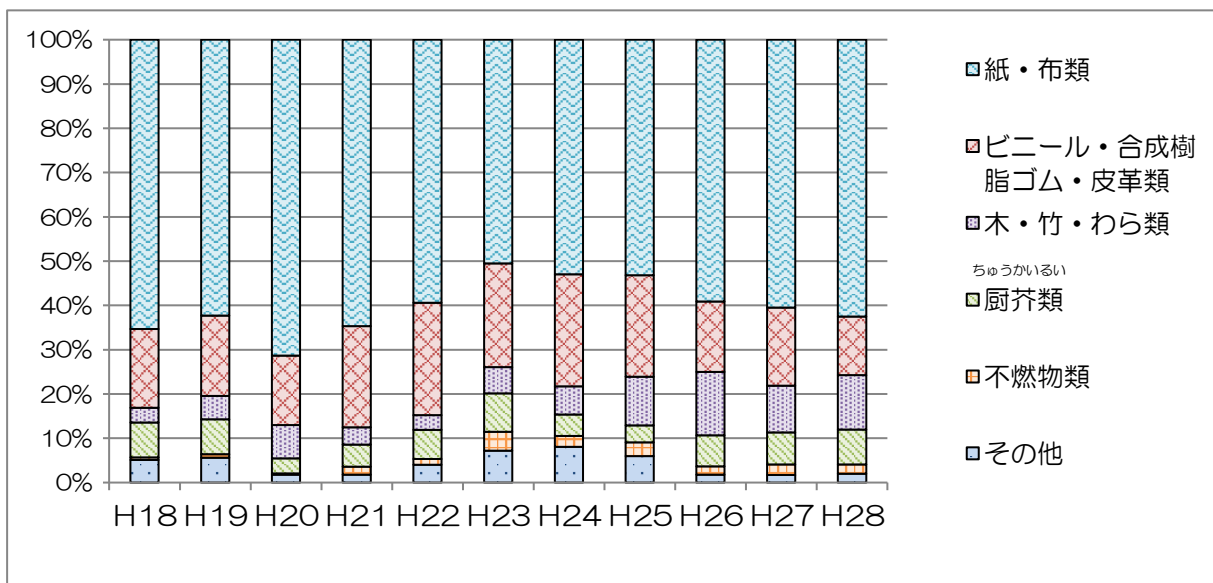
カ 可燃ごみの組成

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターに搬入される可燃ごみの組成については、以下のとおりです。

(ア) 南部クリーンセンターに搬入される可燃ごみの組成

平成 28 年度において、南部クリーンセンターに搬入される可燃ごみの種類組成については、紙・布類が約 63%を占めており、3成分では水分と可燃物が、それぞれ約 47%を占めています。

南部クリーンセンターに搬入される可燃ごみの種類組成

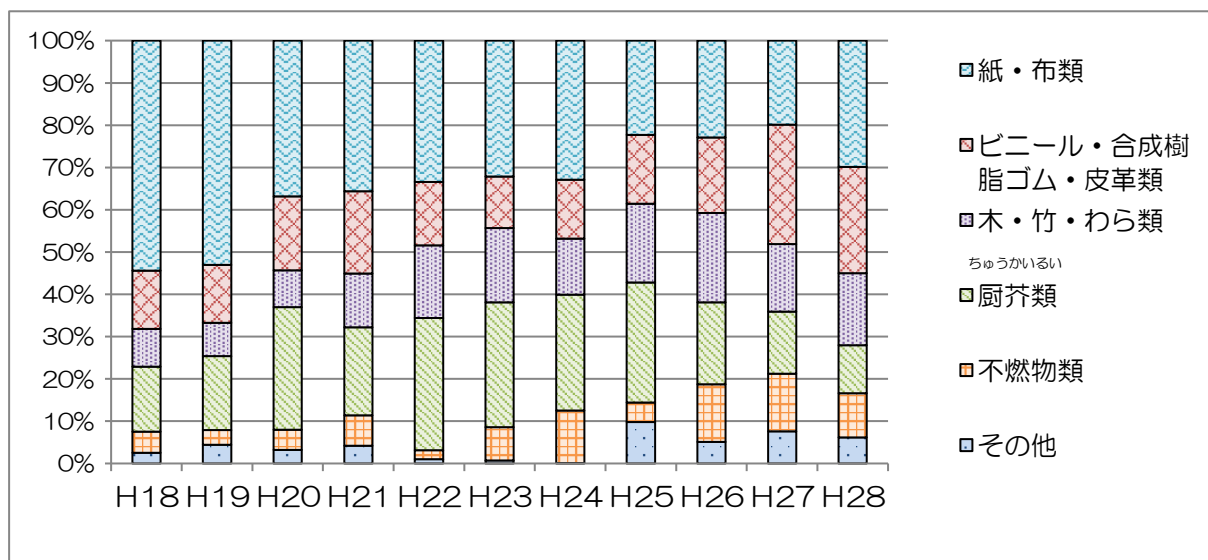


項 目		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
ごみの種類組成(%)	紙・布類	65.3	62.3	71.3	64.7	59.4	50.5	53.0	53.2	59.1	60.5	62.5
	ビニール・合成樹脂ゴム・皮革類	17.8	18.1	15.7	22.8	25.4	23.4	25.3	22.9	15.9	17.6	13.2
	木・竹・わら類	3.3	5.3	7.5	3.9	3.3	5.9	6.3	11.0	14.3	10.6	12.3
	厨 芥 類	7.9	7.9	3.4	5.0	6.6	8.7	4.9	3.8	7.0	7.2	7.9
	不 燃 物 類	0.6	0.8	0.3	1.8	1.3	4.3	2.4	3.1	1.9	2.4	2.1
	そ の 他	5.1	5.6	1.8	1.8	4.0	7.2	8.1	6.0	1.8	1.7	2.0
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
3成分(%)	水 分	46.4	51.2	45.6	49.0	45.1	49.1	40.1	38.3	41.8	40.7	47.3
	灰 分	5.3	3.6	4.4	5.8	4.2	6.1	8.8	12.1	6.4	5.8	5.6
	可 燃 物	48.3	45.2	50.0	45.2	50.8	44.8	51.1	49.6	51.9	53.5	47.1
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(イ) 西部クリーンセンターに搬入される可燃ごみの組成

平成 28 年度においては、西部クリーンセンターに搬入される可燃ごみの種類組成については、紙・布類が約 30%、ビニール等が約 25%と、この 2 種類で半分以上を占めています。なお、3 成分では水分が約 41%、可燃物が約 53%を占めています。

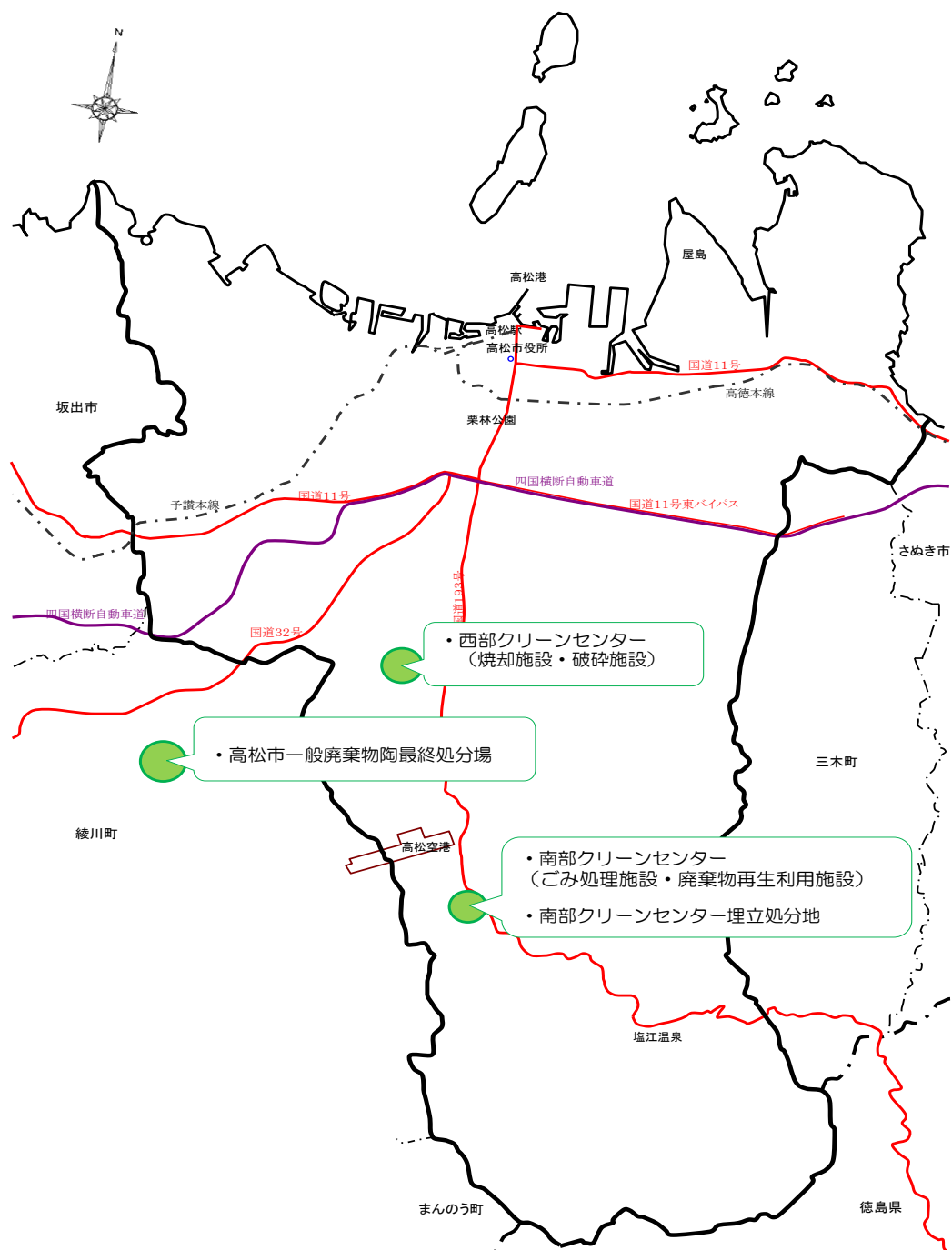
西部クリーンセンターに搬入される可燃ごみの種類組成



項 目		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
ごみの種類組成(%)	紙・布類	54.4	53.0	36.8	35.6	33.4	32.1	32.9	22.3	22.9	19.9	29.9
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	13.8	13.7	17.5	19.5	15.0	12.2	13.9	16.3	17.9	28.2	25.1
	木・竹・わら類	8.9	7.9	8.7	12.7	17.2	17.6	13.3	18.6	21.1	16.0	17.0
	厨 芥 類	15.4	17.5	29.0	20.8	31.3	29.5	27.4	28.4	19.4	14.7	11.4
	不 燃 物 類	5.0	3.5	4.8	7.2	2.1	7.9	12.4	4.6	13.6	13.6	10.4
	そ の 他	2.5	4.4	3.2	4.2	1.0	0.7	0.1	9.8	5.1	7.6	6.2
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
3成分(%)	水 分	45.4	49.8	48.3	47.7	47.9	50.7	44.0	43.4	42.0	39.7	40.5
	灰 分	8.8	6.7	6.3	7.1	5.6	5.8	6.5	5.7	8.2	6.7	6.4
	可 燃 物	45.8	43.5	45.4	45.2	46.5	43.5	49.5	50.9	49.8	53.5	53.1
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(5) 施設整備状況

本市では、中間処理施設として、南部クリーンセンターと西部クリーンセンターの2施設、最終処分場として、南部クリーンセンター埋立処分地と高松市一般廃棄物陶最終処分場の2施設を整備しています。



ア 中間処理施設

(ア) ごみ処理・焼却施設

本市では、南部クリーンセンターと西部クリーンセンターの2施設を整備し、焼却処理を行っています。

施設名	南部クリーンセンター (ごみ処理施設)	西部クリーンセンター (焼却施設)
事業主体	高 松 市	高 松 市
竣工年月	平成 16 年 3 月	昭和 63 年 3 月
稼働開始年月	平成 16 年 3 月	昭和 63 年 4 月
所 在 地	高松市塩江町安原下第3号 2084 番地 1	高松市川部町 930 番地 1
炉 型 式	連続式流動床炉型ガス化溶融方式	全連続燃焼ストーカ方式
処理能力	100 t / 24 h × 3 基	140 t / 24 h × 2 基
処理対象	・家庭系、事業系可燃ごみ ・破碎処理後の可燃物 ・プラスチック類残渣	・家庭系、事業系可燃ごみ ・破碎処理後の可燃物 ・布類残渣
余熱利用	・場内給湯及び冷暖房 ・健康増進温浴施設ループしおのえに高温水供給 ・自家発電 (2,800kW)	・場内給湯 ・かわなベスポーツセンター温水プール及びかわなべ荘に高温水供給 ・自家発電 (3,000kW)
備 考		平成 27～29 年度に焼却施設基幹的設備改良工事を実施。

各施設の焼却処理量

(単位：t)

施 設	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
南部cc	64,028	60,290	71,073	62,473	61,243	61,588	63,430	65,913	61,892	58,972	72,507
西部cc	62,290	65,006	54,387	58,685	63,927	60,369	59,144	57,404	61,045	60,204	38,887
計	126,318	125,296	125,460	121,158	125,170	121,957	122,574	123,317	122,937	119,176	111,394

※処理量には、可燃ごみのほかに破碎後可燃物などの焼却処理が含まれます。

※西部クリーンセンターの処理量には、綾川町からの受託分を含みます。

※平成28年度の処理量については、南部クリーンセンターの処理量72,507 t 及び西部クリーンセンターの処理量38,887 t のほかに、西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事に伴い、民間施設に委託した処理量6,432 t があります。

各施設の焼却処理に伴い発生する溶融スラグ・焼却灰等

(単位：t)

施 設		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
南部cc	溶融スラグ	2,375	2,219	2,456	2,261	2,231	2,197	2,253	2,502	2,290	2,159	2,471
	飛灰・ 処理飛灰	2,108	2,017	2,275	1,904	1,890	1,937	1,989	1,961	1,897	1,866	2,218
西部cc	焼却灰	9,759	9,376	8,405	8,513	9,461	9,156	8,993	8,393	8,528	8,956	5,701
計		14,242	13,612	13,136	12,678	13,582	13,290	13,235	12,856	12,715	12,981	10,390

(イ) 破碎処理・再生利用施設

本市では、南部クリーンセンターと西部クリーンセンターの2施設を整備し、破碎処理等を行っています。

施設名	南部クリーンセンター （廃棄物再生利用施設）		西部クリーンセンター （破碎施設）
事業主体	高 松 市		高 松 市
竣工年月	平成 15 年 3 月		平成 9 年 3 月
稼働開始年月	平成 15 年 8 月		平成 9 年 4 月
所 在 地	高松市塩江町安原下第 3 号 2084 番地 1		高松市川部町 930 番地 1
破碎機型式	破碎系統	選別系統	横型回転式破碎機
	1 次 二軸せん断式 2 次 回転衝撃式	—	
処理能力	35t／5h	35t／5h （内訳） ・缶、びん、ペットボトルラ イン 23.3t／5h ・プラスチックごみライン 11.7t×5h ※紙類圧縮梱包設備 1.9t×5h	100t／5h
選別方法	磁力、アルミ、粒度 選別	磁力、アルミ、風力、自動色 選別	磁力、アルミ、粒度、風力 選別
処理対象物	破碎ごみ、粗大ごみ	資源ごみ ・缶、びん、ペットボトル ・プラスチック容器包装 ・紙、布	破碎ごみ、粗大ごみ

各施設の破碎処理量

(単位：t)

施 設	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
南部cc	4,668	4,340	4,389	4,489	4,294	4,522	4,822	5,107	4,805	4,925	5,290
西部cc	11,696	10,015	9,015	8,649	8,989	9,331	8,452	8,594	8,227	8,155	7,359
計	16,364	14,355	13,404	13,138	13,283	13,853	13,274	13,701	13,032	13,080	12,649

※処理量は、搬入された破碎ごみから、資源物となる金属を選別して取り除くなどした後、実際に破碎処理を行った量です。

※西部クリーンセンターの処理量には、綾川町からの受託分を含みます。

南部クリーンセンター（廃棄物再生利用施設）選別系統の処理量

(単位：t)

施 設	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
缶・びん・ペットボトル	2,875	3,069	3,096	3,108	3,050	2,979	2,988	3,004	2,876	2,838	2,751
プラスチック容器包装	2,161	2,176	2,027	1,924	2,059	2,077	2,017	2,179	1,986	2,001	2,030
紙・布	116	112	92	85	92	95	99	95	91	90	92
計	5,152	5,357	5,215	5,117	5,201	5,151	5,104	5,278	4,953	4,929	4,873

※紙・布は、搬出量を記載しています。

イ 最終処分場

本市では、南部クリーンセンター埋立処分地と陶最終処分場第3処分地の2施設で、最終処分を行っています。

施 設 名	南部クリーンセンター 埋立処分地	高松市一般廃棄物 陶最終処分場 第3 処分地
事 業 主 体	高 松 市	高 松 市
竣工年月	昭和 54 年 7 月	平成 24 年 8 月
埋立開始年月	昭和 54 年 9 月	平成 26 年 3 月
所 在 地	高松市塩江町安原下 第3号 973 番地	綾歌郡綾川町陶 5001 番地
埋 立 方 法	サンドイッチ方式	セル方式
埋 立 面 積	43,800 m ²	19,100 m ² (第 1 期) 36,000 m ² (全 体)
埋 立 容 量	472,200 m ³	174,000 m ³ (第 1 期) 335,000 m ³ (全 体)
残余容量 (R 3 年度末)	65,120 m ³	120,510 m ³ (第 1 期)
浸出水処理施設	カルシウム除去＋脱窒素活性汚 泥法＋凝集沈殿＋砂ろ過＋マン ガン除去＋活性炭吸着	凝集沈殿

各施設の最終処分量

(単位：t)

施 設	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
南部cc埋立処分地	2,110	7,451	6,353	6,724	7,555	7,298	7,299	6,542	6,553	7,308	3,737
陶最終処分場 第2・3処分地	17,200	10,157	10,320	9,166	7,038	7,413	7,155	6,046	5,199	6,186	7,347
計	19,310	17,608	16,673	15,890	14,593	14,711	14,454	12,588	11,752	13,494	11,084

※高松市一般廃棄物陶最終処分場については、平成27年度まで第2処分地が稼働しており、第3処分地（第1期）は平成26年度から稼働を開始しています。

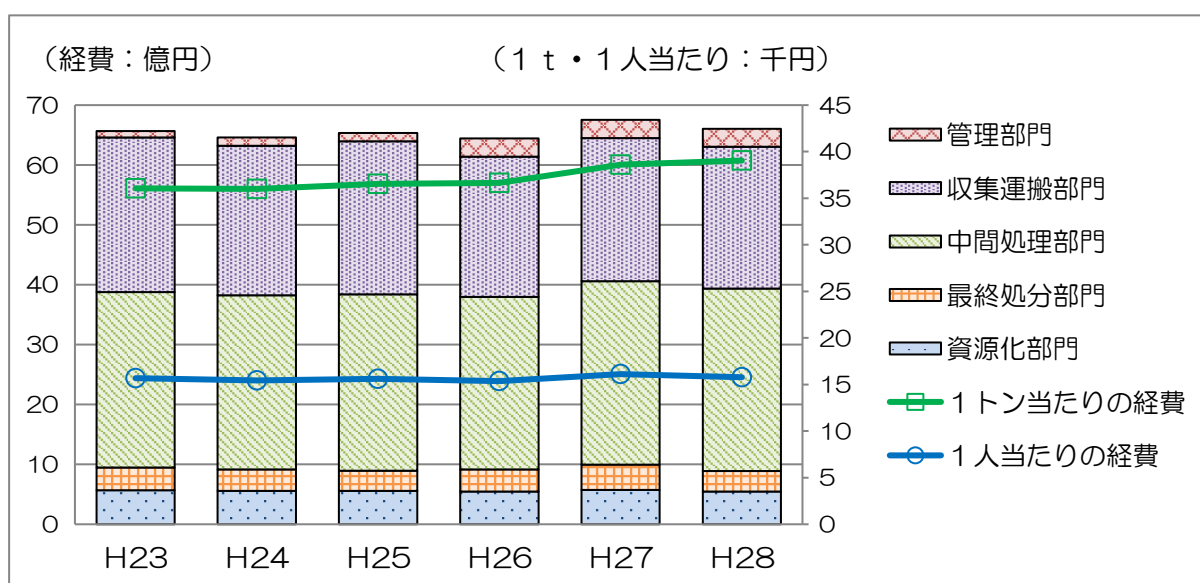
(6) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、平成 27 年度において、南部クリーンセンターの管理運営業務の長期委託契約に基づく委託料が、維持補修費の増により、約 68 億円に増加しましたが、平成 28 年度では約 66 億円に減少し、平成 23 年度と同程度の額になっています。

なお、1 トン当たりのごみ処理経費は、ごみの減量などに伴い、平成 28 年度で約 39,000 円と、平成 23 年度比で約 8%増加しています。

本市の限られた財源を有効に活用するため、更なるごみの減量により、最終処分場の延命化や将来的に整備する施設の集約やコンパクト化につなげていくとともに、ごみ処理体制の効率化を図り、長期的な視点からごみ処理費用を削減していく必要があります。

ごみ処理経費の推移



		H23	H24	H25	H26	H27	H28
処理経費 (億円)	管理部門	1.08	1.36	1.41	3.06	3.09	2.99
	収集運搬部門	25.83	24.96	25.55	23.44	23.90	23.69
	中間処理部門	29.33	29.10	29.45	28.82	30.62	30.50
	最終処分部門	3.79	3.61	3.38	3.68	4.21	3.43
	資源化部門	5.67	5.56	5.57	5.46	5.74	5.45
	計	65.70	64.59	65.36	64.46	67.56	66.07
1トン当たりの経費 (千円)		36	36	37	37	39	39
1人当たりの経費 (千円)		16	15	16	15	16	16

2 前ごみ処理基本計画の実績と評価

(1) ごみの減量・再資源化に関する取組

前計画の計画期間においては、スリムで持続可能なごみ処理の推進を基本理念に、市民・事業者・市が協力して、ごみの減量・再資源化に取り組んできました。

平成 12 年 7 月 容器包装リサイクル法に対応した新収集体制（分別収集対象品目の追加など）の開始。

平成 16 年 10 月 燃やせるごみ・破碎ごみについて有料の指定収集袋による回収を開始。

平成 20 年 4 月 合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一。

12 月 事業者・市民団体・市の三者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結。

平成 21 年 10 月 「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」を制定して、11 月から、事業の用に供する延べ面積 3,000 ㎡以上の建物を所有等する事業者に対して、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を求める取組を開始。

平成 25 年 10 月 使用済み小型家電リサイクルのモデル事業の実施。

平成 27 年 4 月 南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターで使用済小型家電のピックアップ回収を開始。

平成 28 年 3 月 指定収集袋（超特小）5 ℓ サイズを導入。（10 月から運用開始）

11 月 ごみ分別アプリの配信を開始。

ア 目標達成状況

前ごみ処理基本計画では、平成 18 年度を基準年度、平成 29 年度を目標年度として、ごみの減量・再資源化の目標を設定し、その推進を図っていましたが、平成 28 年度現在での目標達成状況は以下のとおりです。

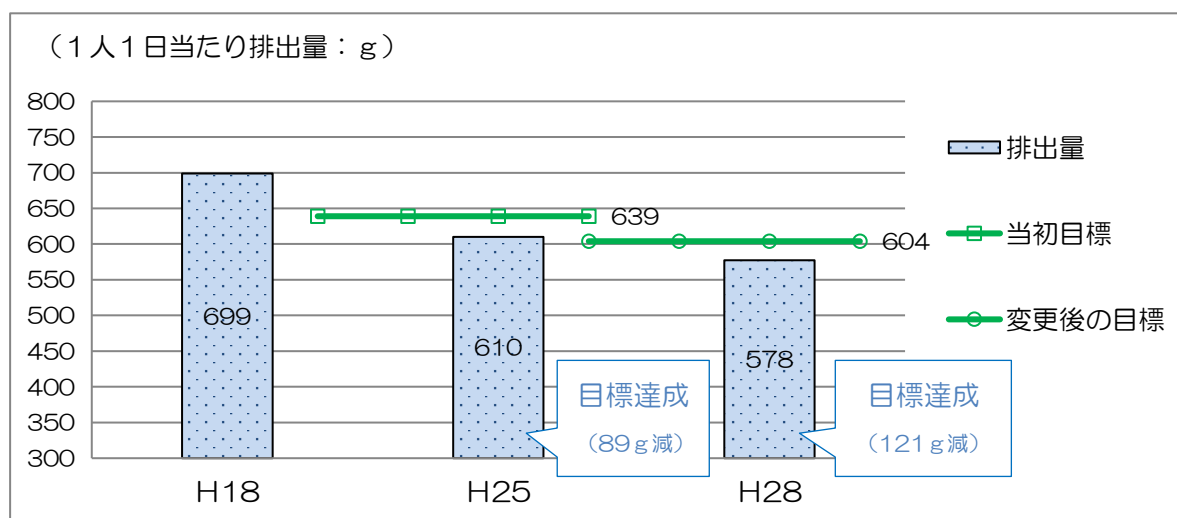
目 標		H28実績	達成状況
家庭系	平成 18 年度と比較して 1 人 1 日当たりのごみ減量を、平成 29 年度までに 95 g とする。	121 g 減量	達成
	再資源化量は、1 人 1 日当たり 204 g を維持する。	176 g	未達成
	資源ごみを除く家庭系ごみの排出量を、平成 29 年度までに 1 人 1 日当たり 400 g に抑える。	402 g	ほぼ達成
事業系	事業系ごみ排出量（市施設で処理する量）を、平成 18 年度と比較して、平成 29 年度までに 22%削減する。	14.8%削減	未達成
再資源化	リサイクル率を平成 29 年度までに 24.9%とする。	19.2%	未達成

(ア) 家庭系ごみ

平成 28 年度の実績で既に、ごみの減量に関する目標をほぼ達成しています。

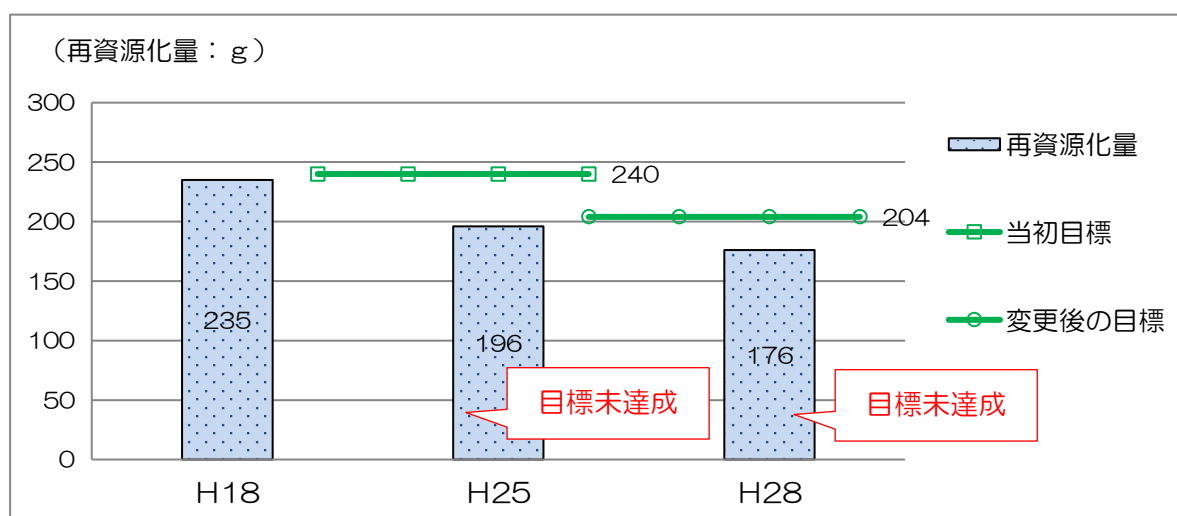
なお、再資源化に関する目標については、資源ごみも含めたごみの減量を推進していることや、ペットボトル等の容器の軽量化、紙媒体の消費量の減少、資源物の店頭回収といった近年の社会状況の影響などから、市への資源ごみ搬入量自体が減少傾向にあり、未達成となっています。

1 人 1 日当たりのごみ 95 g 減量（699 g → 604 g）の目標達成状況



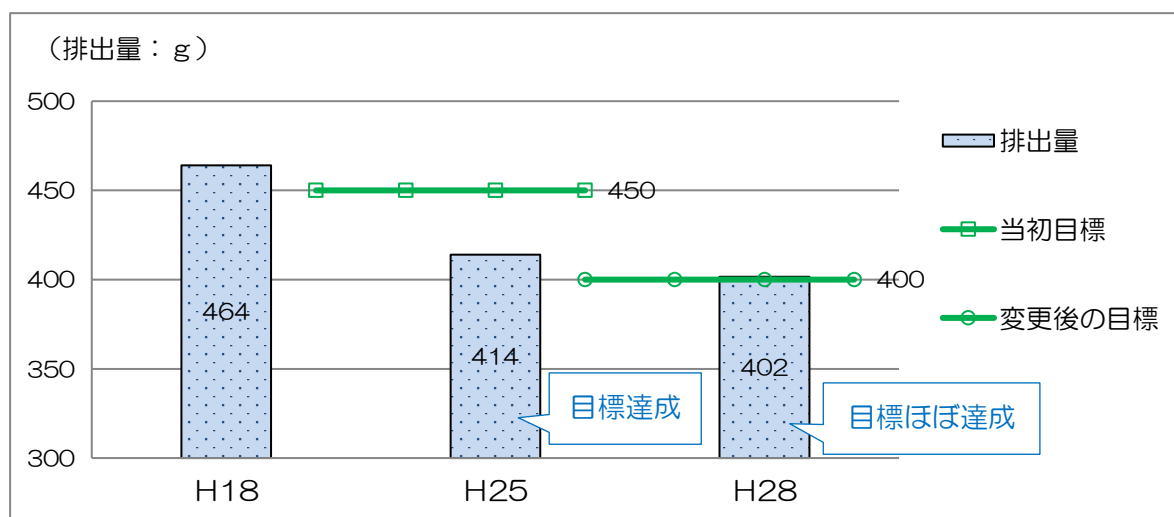
※計画当初、平成 18 年度の 1 人 1 日当たりのごみの量 699 g を基準に、平成 29 年度までに 60 g の減量を目標としていましたが、計画期間中にこれを達成したため、平成 26 年度に、目標を 95 g に変更しています。

1 人 1 日当たり再資源化量 204 g 維持の目標達成状況



※計画当初、1 人 1 日当たり 240 g の再資源化を目標としていましたが、再資源化量が減少傾向にあったため、平成 26 年度に、平成 23 年度の実績 204 g の維持へと目標を変更しています。

資源ごみを除く家庭系ごみ 1 人 1 日当たり 400 g に抑制の目標達成状況



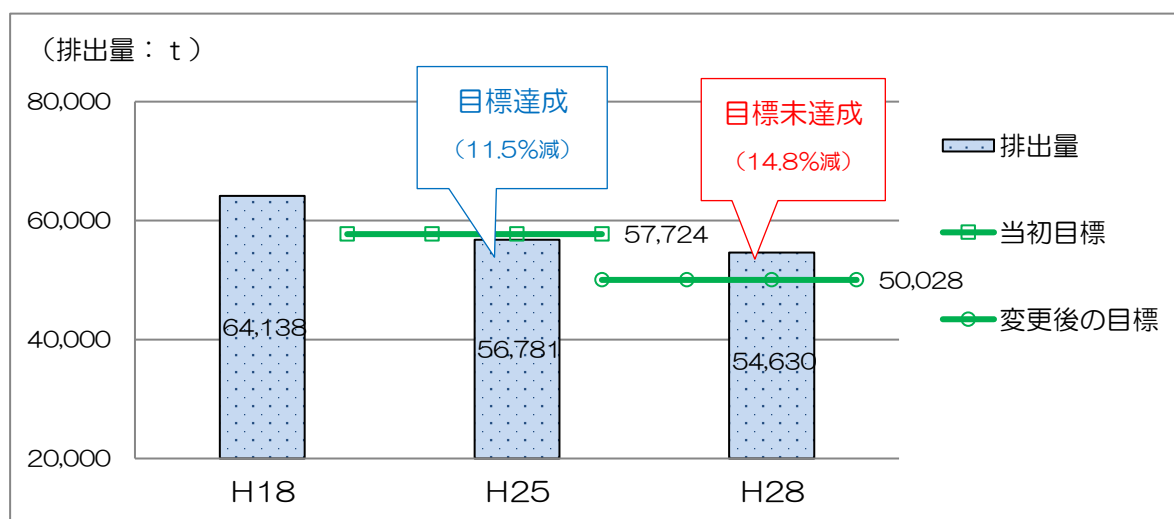
※計画当初、1 人 1 日当たり 450 g に抑えることを目標としていましたが、計画期間中にこれを達成したため、平成 26 年度に、目標を 400 g に変更しています。

(イ) 事業系ごみ

事業系ごみの減量については、計画当初の目標であった平成 18 年度比で 10%削減することを平成 21 年度の時点で達成し、平成 26 年度の計画見直しにあわせて、平成 18 年度比で 22%削減する目標へと変更しましたが、その後の事業系ごみの減量が緩やかなものであったため、平成 28 年度の実績では未達成となっています。

なお、平成 23 年度から平成 28 年度までの直近 5 年間ににおける事業系ごみ排出量の増減率の推移は、年平均 0.5%削減とほぼ横ばい状態となっています。

事業系ごみ 22%削減の目標達成状況

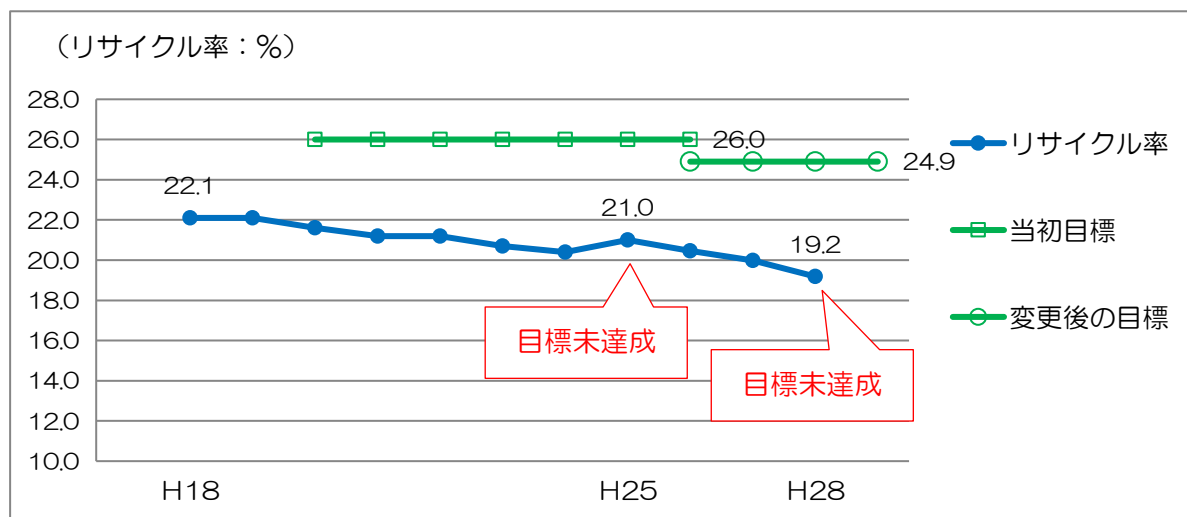


※計画当初、平成 18 年度のごみ排出量 64,138 t を基準に、平成 29 年度までに 10%の削減を目標としていましたが、計画期間中にこれを達成したため、平成 26 年度に、目標を 22%に変更しています。

(ウ) 再資源化

再資源化については、ペットボトル等の容器の軽量化や、紙媒体の消費量の減少、資源物の店頭回収といった近年の社会状況の影響を受け、平成 28 年度のリサイクル率は 19.2%と、平成 18 年度のリサイクル率 22.1%から低下傾向にあり、未達成となっています。

リサイクル率を 24.9%とする目標達成状況



※計画当初、リサイクル率 26.0%を目標としていましたが、リサイクル率が低下傾向にあったため、平成 26 年度に、目標を 24.9%に変更しています。

イ アンケート調査結果

本計画の改定に当たり、市民・事業者のごみの減量・再資源化への関心や取組状況等を把握するために行ったアンケート調査の結果概要は、以下のとおりです。

市民アンケート調査結果

○調査対象： 高松市に居住する18歳以上の市民 2,000 人

○調査期間： 平成 29 年6月 12 日～6月 30 日

○回答数： 市民アンケート 1,029 件（回答率：約 51%）

区 分	市民アンケート調査結果
リデュース	市民の約 91%が、ごみをいつも（ほぼ）きちんと分別していると回答。
	食品ロスの言葉の意味を知っている市民は約 72%。
	市民の約 73%は、生ごみを有効利用（堆肥化など）していない。
	買い物にいつも（ほぼ）マイバッグを利用していると回答した市民は約 32%。
リユース	市民の約 87%が、詰め替え用製品をいつも（ほぼ）使用している。
	市民の約 48%がリサイクルショップを、約 68%がフリーマーケットを全く利用したことがない。
リサイクル	小型家電の回収ボックスを利用したことがある市民は約 9%。
	市民の約 29%が紙箱などの紙製容器包装を、約 33%が牛乳パックなどの紙パックを、資源ごみではなく、可燃ごみに分別している。
	市民の約 21%がシャンプーなどのボトル類を資源ごみではなく、破砕ごみに分別している。

事業所アンケート調査結果

- 調査対象： 高松市に所在地のある 500 事業所
 ○調査期間： 平成 29 年 6 月 12 日～6 月 30 日
 ○回答数： 事業所アンケート 321 件（回答率：約 64%）

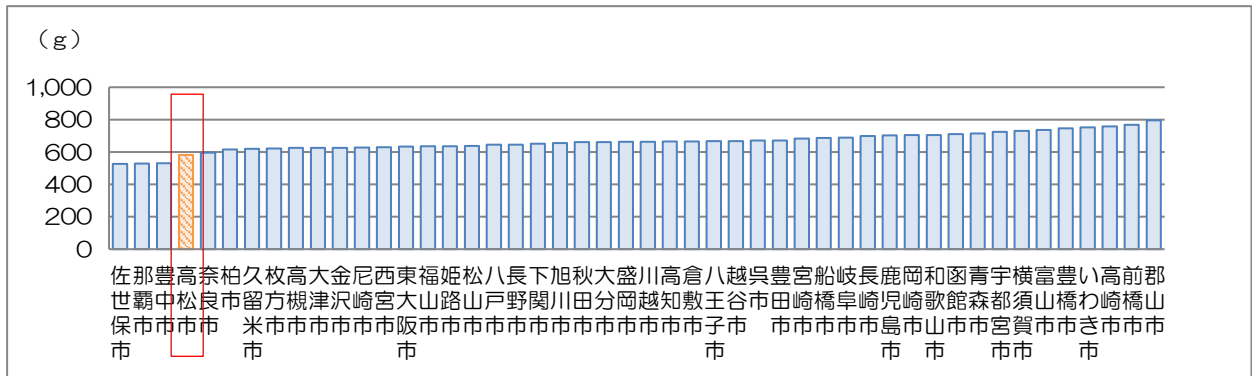
区 分	事業所アンケート調査結果
リデュース	ペーパーレス化等にいつも（ほぼ）取り組んでいる事業所は約 41%。
	事業所の約 26%は、従業員に対して、ごみの減量等に関する研修や啓発を行っていない。
	事業所の約 48%は、ごみの減量等に関する計画を策定していない。
リユース	両面印刷など紙の有効活用にいつも（ほぼ）取り組んでいる事業所は約 69%。
リサイクル	紙類のリサイクルをいつも（ほぼ）行っている事業所が約 67%である一方、全くリサイクルしていない事業所が約 12%。

ウ 他の中核市との比較

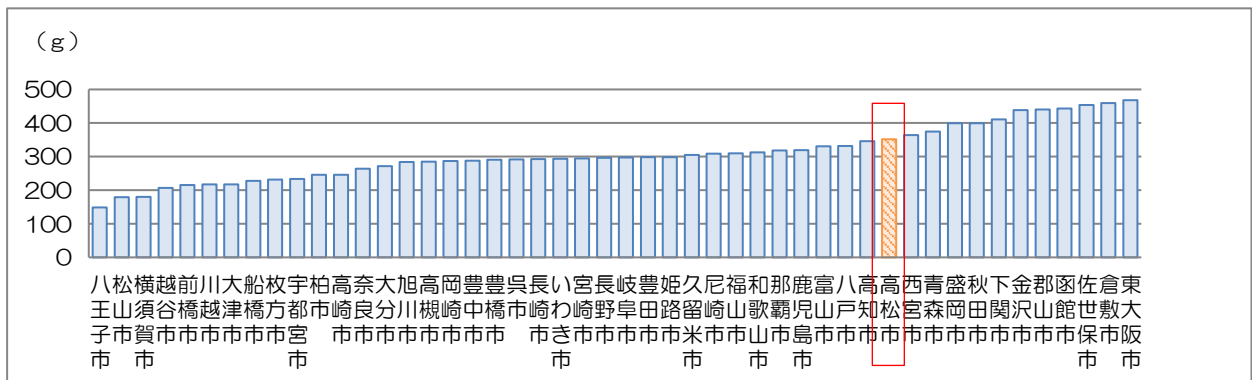
国の実態調査（平成 27 年度実績）の数値を参考に、本市のごみの排出量やリサイクル率を他の中核市と比較した結果は、以下の表のとおりです。

項 目	他の中核市との比較
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	48 中核市のうち 4 番目に少ない状況。
1 人 1 日当たりの 事業系ごみ排出量	48 中核市のうち 12 番目に多い状況。
1 人 1 日当たりの ごみ総排出量	48 中核市のうち 16 番目に少ない状況。
リサイクル率	48 中核市のうち 19 番目に高く、平均よりやや上位程度。

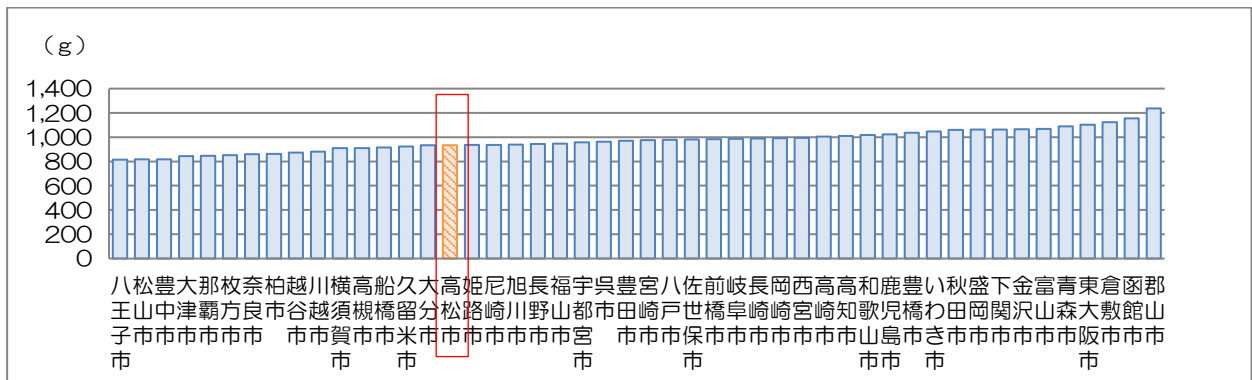
中核市における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



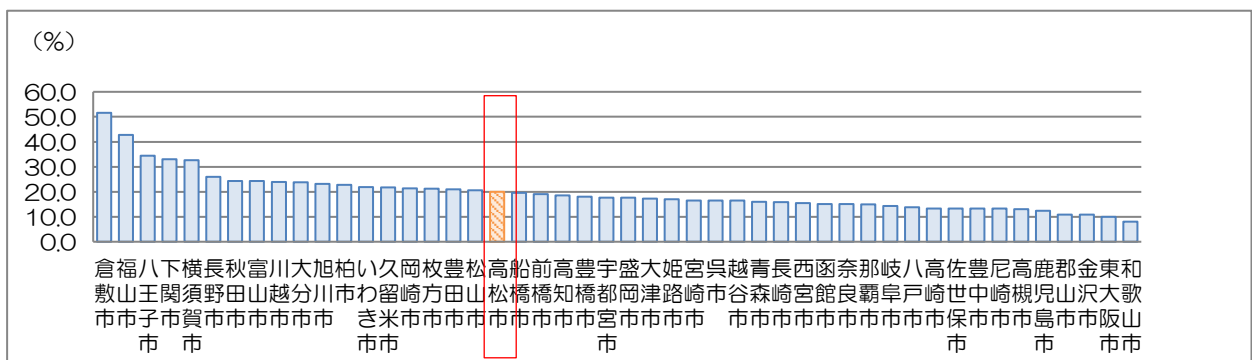
中核市における1人1日当たりの事業系ごみ排出量



中核市における1人1日当たりのごみ総排出量



中核市におけるリサイクル率



(2) その他ごみ処理に関する取組

その他ごみ処理に関する取組の主な成果については、以下の表のとおりです。

区 分	成 果
収集運搬	直営で行っている定期収集運搬について、4期に分けて委託化を進めており、平成 30（2018）年度から第 1 期分、令和 3 年（2021）年度から第 2 期分を委託し、令和 5 年（2023）年度からは、第 3 期分を委託予定
収集運搬	収集運搬業者の許可について、既存の業者の収集運搬能力を勘案し、平成 29 年度から新規許可を制限。
中間処理	西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事について、2 炉のうち、1 炉は平成 28 年度に工事が完了し、残り 1 炉は平成 29 年度に工事が完了。 南部クリーンセンター管理運営業務は、平成 31 年度から令和 14 年度までの 14 年間、ヒッツ環境高松株式会社と業務委託契約を締結。 令和 4 年 4 月に、高松市次期ごみ処理施設整備基本構想を策定。
最終処分	平成 26 年 3 月から、陶最終処分場第 3 処分地（第 1 期）の供用開始。
最終処分	平成 28 年 5 月に、南部クリーンセンター埋立処分地第 3 区画整備工事が完了。
その他	平成 29 年 3 月に、高松市災害廃棄物処理計画を策定。

3 ごみ処理の課題

前計画期間のごみ処理状況や目標達成状況、アンケート調査の結果などから分析した、本市がごみの減量・再資源化や適正処理をより推進していくための課題は以下のとおりです。

ごみ減量・再資源化に関する課題

区 分		課 題
ごみ減量	家庭系	ごみ減量に対する高い市民意識を維持し、ごみ減量傾向を継続させること。
		食品ロス削減やプラスチックごみ対策など、これまでより一歩踏み込んだ取組を促し、更なる減量を目指すこと。
	事業系	事業者の自主的なごみ減量の取組を促進し、横ばい状態からの打開を図ること。
再資源化		市・市民・事業者それぞれの取組により、再資源化量の増加が望ましい資源ごみについては、再資源化量の減少傾向に歯止めをかけること。

その他ごみ処理に関する課題

区 分	課 題
収集運搬	経済性、安定性などを踏まえた収集運搬体制の確保。
中間処理	次期ごみ処理施設の整備。
最終処分	陶最終処分場第3処分地（第2期）の整備に向けた検討。
	次期ごみ処理施設の整備計画と合わせた焼却残渣の処理方法の検討。
その他	大規模災害に備えた、より具体的なマニュアルの策定や職員の育成。

4 行政の動向

(1) 国の動き

国では、平成 24 年 4 月に、環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める第四次環境基本計画を閣議決定し、「物質循環の確保と循環型社会の構築」を優先的に取り組む重点分野の一つと位置付けています。

また、平成 25 年 5 月に、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る第三次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、従来の廃棄物の量に着目した施策に加えて、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの強化や、有用金属の回収などを新たな施策の柱としています。

さらに、廃棄物処理をめぐる情勢の変化を踏まえ、平成 28 年 1 月に、廃棄物処理法に基づく基本方針を変更するとともに、同年 9 月には「ごみ処理基本計画策定指針」を改定し、食品ロスを含めた食品廃棄物の対策など、より一層の減量・再資源化などの取組を推進しています。

また、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置が定められています。

(2) 県の動き

香川県では、国における法的基盤整備に対応し、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図る観点から、平成 27 年 12 月に、香川県廃棄物処理計画を策定しました。

この計画では、「環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成」を基本目標に、2R(リデュース、リユース)の推進、リサイクルの推進、及び廃棄物の適正処理の推進を施策の柱として、循環型社会の形成に向けた政策を展開するものとしています。

また、令和 4 年 3 月に、香川県ごみ処理広域化・集約化計画を策定し、将来にわたって安定的、効率的な廃棄物処理体制を確保するために、設定された地域ブロックを構成する市町が主体となり、広域化・集約化による効果や課題を整理し、実現可能性を検討していくこととしています。

第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針

1 基本理念

本市のまちづくりの最上位計画である第7次高松市総合計画では、「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を目指すべき都市像とし、これを実現するためのまちづくりの目標の一つである「安全で安心して暮らし続けられるまち」の実現に向け、「環境と共生する持続可能な循環型社会の形成」を政策の方針の一つとしています。

また、本計画の上位計画である高松市環境基本計画（平成28年3月策定）においても、「人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ」を目指すべき環境像として、ごみの減量や適正処理、不法投棄の防止、資源の循環利用に取り組み、限りある資源を有効に活用する持続可能な循環型社会の構築を推進しています。

このため、本計画では、これらの方向性を踏まえ、環境負荷を減らすことにより持続可能な循環型社会を築きあげ、次世代へと引き継げるよう、以下のとおり基本理念を設定します。

【基本理念】

環境にやさしい 持続可能な循環型社会の構築
～もっと2Rで、ずっと高松～

基本理念の副題「もっと2Rで、ずっと高松」は、現行の3R政策が一定の成果を上げる中、令和2年12月の高松市「ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた更なる取組として、廃棄物の排出量の削減を優先する2R（リデュース、リユース）を重視した政策への転換を促進するとともに、資源循環と廃棄物の適正処理による「将来にわたって持続可能な社会」と、快適な生活環境の提供による「ずっとこの地に住み続けたいという市民の想い」の両方の実現を目指す、本計画の目指すイメージを表現しています。

「ゼロカーボンシティ」とは

脱炭素社会の構築に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とする自治体のことです。

香川県内では、香川県、並びに、善通寺市、高松市、東かがわ市、丸亀市、坂出市、宇多津町、観音寺市、三木町、及び多度津町の9市町が表明しています。

（令和5年1月31日時点で500市、市全体（特別区含む）の約62.9%が表明済）



「ゼロカーボンシティたかまつ」ロゴマーク

2 基本方針

以下の3つの基本方針により、基本理念の実現を目指します。

【基本方針1】

ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進

3Rのうち、リサイクルに比べ優先順位が高いリデュース・リユースは「2R」と呼ばれています。まず、ごみの発生自体を抑制する2Rを積極的に推進することを第一の方針として、明確化するものです。

【基本方針2】

資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

2Rを推進してもなお、ごみとなって排出されるものについても、できる限り再資源化し、適正な循環的利用を図る観点から、リサイクルの推進を第二の方針とするものです。

【基本方針3】

将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

直営で行っている定期収集運搬の委託化、次期ごみ処理施設の整備、不法投棄対策や災害廃棄物処理など様々な課題に対応し、質の高さと経済性・効率性を兼ね備えたごみ処理体制を、将来にわたって継続的かつ安定的に確立することを目指すものです。

3 市民・事業者・市の役割

基本方針を推進するためには、市民・事業者・市が同じ理念のもと、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりがごみを排出する当事者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して、日々の生活の中で、ごみの減量・再資源化を意識し、これに取り組むものです。

特に3Rの中でも、2Rを意識して取り組み、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進し、ごみをできるだけ出さないようにし、減らすことも心がけるよう実践するものです。

「脱炭素型ライフスタイルへの転換」とは

私たちの日常生活で排出される温室効果ガスですが、消費ベースで見ると、排出量の約6割が「家計消費」とであるとされています。多くの方に「脱炭素型ライフスタイル」について知っていただき、実践していただくことが、ゼロカーボンシティ実現に向け、とても大きな力となります。

【取組例】

- 買い物時には必要性をよく考え、無駄なものを購入しないように努めます。
- 買い物時にはマイバッグなどを持参し、不要なレジ袋は受け取らないようにします。また、過剰包装は断ります。
- 期限切れや食べ残しなどで、食品をごみにしないように気をつけます。
- 生ごみを出すときは、十分に水切りを行います。
- マイ箸やマイボトル（水筒）の使用に努めます。
- 使い捨て商品を買わず、リサイクル商品や詰め替えできる商品を購入するよう努めます。
- エコマークやグリーンマークなど環境ラベルのついた、環境にやさしい商品を選びます。
- 自分が出すごみに対して責任を持ち、きちんと分別して出します。
- 使用済小型家電等や紙資源などのリサイクルに協力します。
- 生ごみを堆肥化し、再利用するよう努めます。

（２）事業者の役割

事業活動により発生したごみの排出者としての自覚と責任を持ち、環境に配慮した事業活動を行うなど、循環型社会の形成に向け、ごみの減量・再資源化に取り組むものです。

【取組例】

- 原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫して、ごみの排出抑制に努めます。
- 仕入れや販売方法を工夫して、食品廃棄物の排出抑制に努めます。
- 出荷する製品や販売する商品の包装を簡略化するよう努めます。
- レジ袋の削減に協力します。
- 紙の使用量を削減したり、使用済みの用紙や封筒を再利用したりするなど、ごみの減量に取り組みます。
- 再生紙などのリサイクル製品や、エコマーク製品などを使用するよう努めます。
- リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備します。

（３）市の役割

一般廃棄物の統括的な処理責任を有する者として、市民・事業者・国県などと協力・連携を図りながら、ごみの減量・再資源化や適正処理を推進し、循環型社会の仕組みづくりに取り組むものです。

【取組例】

- ごみの排出状況を把握し、減量・再資源化に関する適切な周知・啓発を行います。
- ごみの排出状況や社会状況の変化にあわせて、ごみの減量・再資源化や適正処理に関する施策を検討し、適切に取り組めます。
- 再生紙などのリサイクル製品や、高松市グリーン購入基本方針に基づき、環境に配慮した物品などを使用するよう努めます。
- 継続的かつ安定的な、ごみの収集運搬や中間処理、最終処分の処理体制を確保します。
- 定期的に監視パトロールを行うなど不法投棄対策に努めます。
- 災害廃棄物処理計画などにより、平時から災害時の一般廃棄物処理に備えます。

第3章 ごみ処理基本計画の目標値

本計画によるごみの減量等に関する取組の成果を定量的に点検・評価できるように、以下のとおり目標を設定します。

1 ごみ処理基本計画の目標値

本計画では、ごみの減量・最終処分量について、平成 28（2016）年度の実績を基準に、2027 年度を目標年度として、以下のとおり目標を設定します。

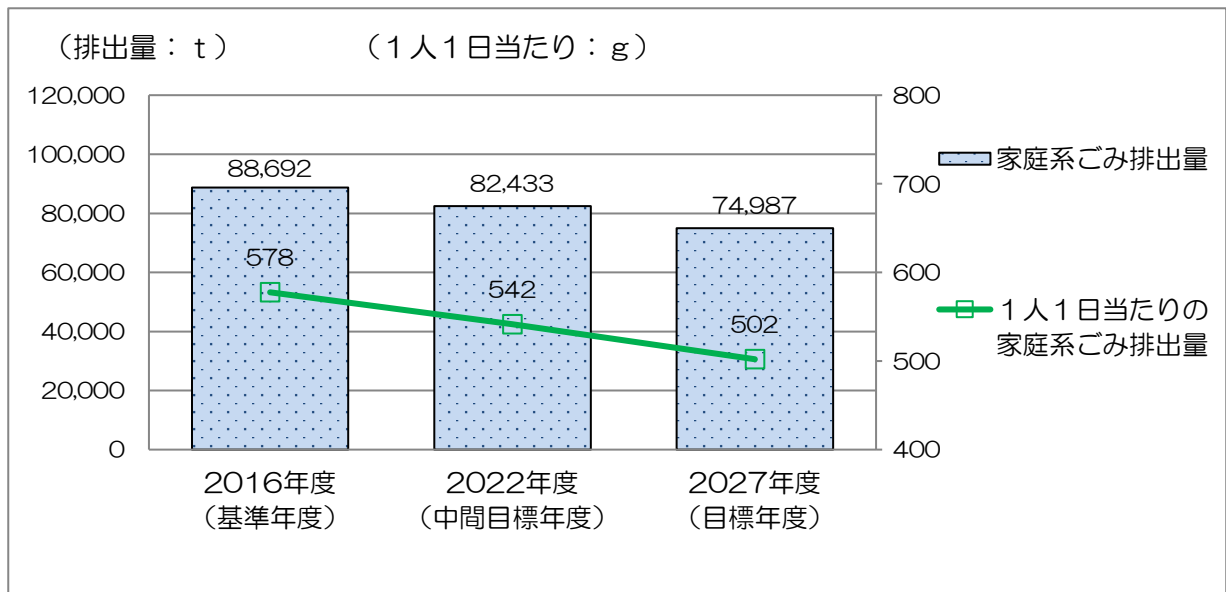
区 分		目標項目	基 準 (基準年度：平成 28 (2016) 年度)	目 標 (目標年度：2027 年度)
減量	家庭系	1 人 1 日当たりの排出量	578 g	502 g (2016 年度比で約 13%削減)
	事業系	排出量	54,630 t	53,094 t (2016 年度比で約 3%削減)
	総排出量	排出量	143,322 t	128,081 t (2016 年度比で約 11%削減)
		1 人 1 日当たりの排出量	933 g	858 g (2016 年度比で約 8%削減)
最終処分量		最終処分量	12,844 t	12,796 t (2016 年度比で約 0.4%削減)

(1) 家庭系ごみの減量目標

家庭系ごみの減量目標については、2027 年度を目標年度として、1 人 1 日当たりのごみ排出量を、平成 28（2016）年度比で約 13%削減するものとしています。

家庭系ごみについては、1 人 1 日当たりの排出量が他の中核市と比較しても少ない方であり、今後は、これまで同様の減量効果を得ることが難しくなると考えられますが、従来からの減量施策に引き続き取り組み、現在の減少傾向を維持させながら、新たに生ごみの水切りによる減量や食品ロスの減量に関する取組などを強化することで、更なる減量を目指します。

家庭系ごみ排出量の減量目標



項 目	2016年度 (基準年度)	2022年度 (中間目標年度)	2027年度 (目標年度)
人口 (人)	420,736	417,083	408,986
家庭系ごみ排出量 (t)	88,692	82,433	74,987
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g)	578	542	目標値：502

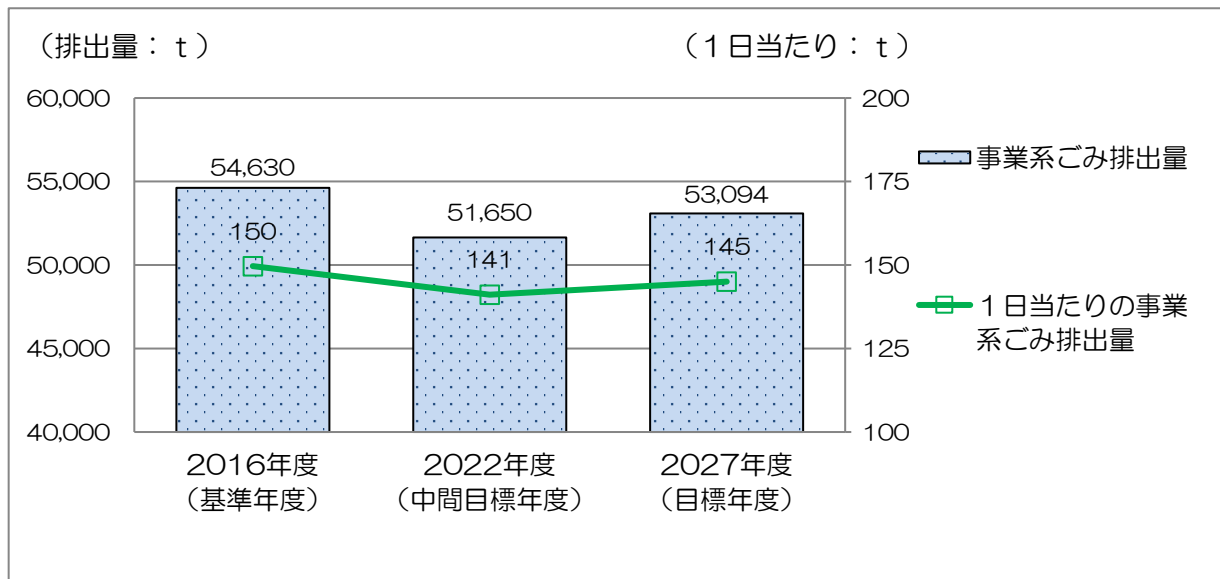
※人口は、たかまつ人口ビジョンによる将来人口の目標値をベースとして算出しています。

（２）事業系ごみの減量目標

事業系ごみの減量目標については、2027 年度を目標年度として、ごみの排出量を平成 28（2016）年度比で約 3％削減するものとしています。

事業系ごみについては、ごみの減量に関する取組の周知・啓発を強化し、ペーパーレス化など事業所でできるごみ減量の取組や、飲食店での食品ロスの削減取組を促進することなどにより、排出量が横ばいとなっている現状の打開を目指します。

事業系ごみ排出量の減量目標

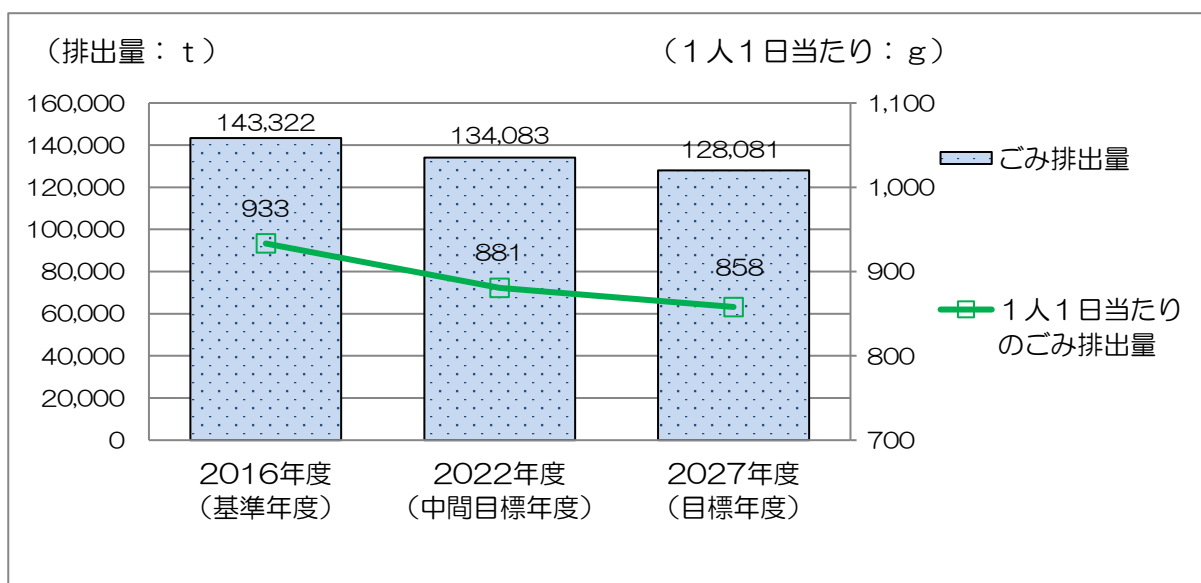


項 目	2016年度 (基準年度)	2022年度 (中間目標年度)	2027年度 (目標年度)
事業系ごみ排出量 (t)	54,630	51,650	目標値：53,094
1日当たりの事業系ごみ排出量 (t)	150	141	145

(3) ごみ総排出量の減量目標

ごみの総排出量の減量目標については、2027 年度を目標年度として、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量目標との整合性を図り、その総排出量を 128,081 t まで減量、また 1 人 1 日当たりの排出量を 858 g まで減量するものとしています。

ごみ総排出量の減量目標



項 目	2016年度 (基準年度)	2022年度 (中間目標年度)	2027年度 (目標年度)
人口 (人)	420,736	417,083	408,986
ごみ排出量 (t)	143,322	134,083	目標値：128,081
1人1日当たりのごみ排出量 (g)	933	881	目標値：858

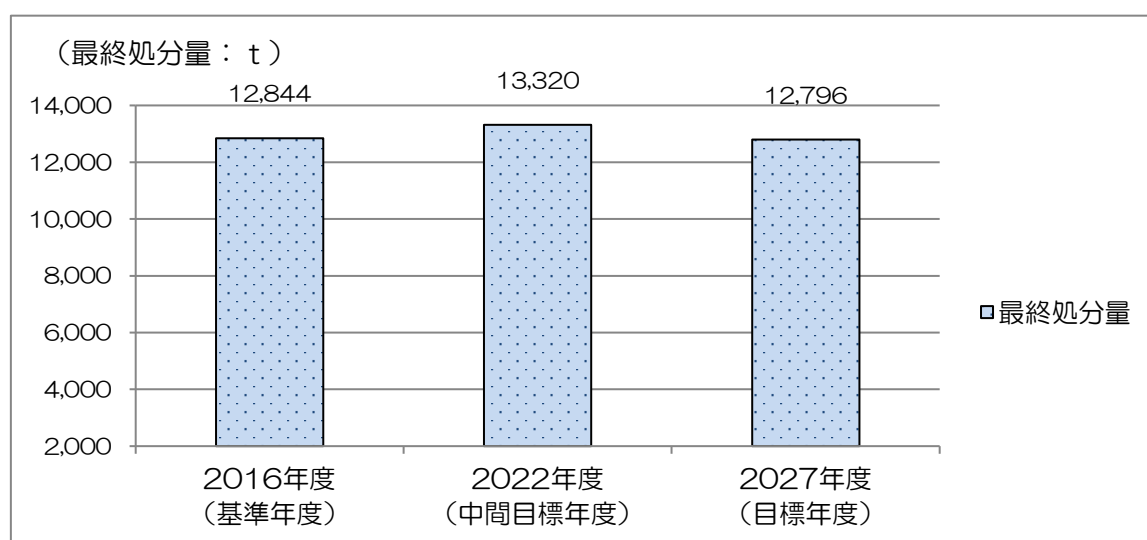
※人口は、たかまつ人口ビジョンによる将来人口の目標値をベースとして算出しています。

(4) 最終処分量の減量目標

最終処分量については、2027 年度を目標年度として 12,796 t まで減量するものとしています。

家庭や事業所でのごみの減量・再資源化に伴い最終処分量も減少しますが、これに加えてごみの焼却処理により発生する溶融スラグの有効利用を推進することなどにより、更なる最終処分量の減量を目指します。

最終処分量の減量目標

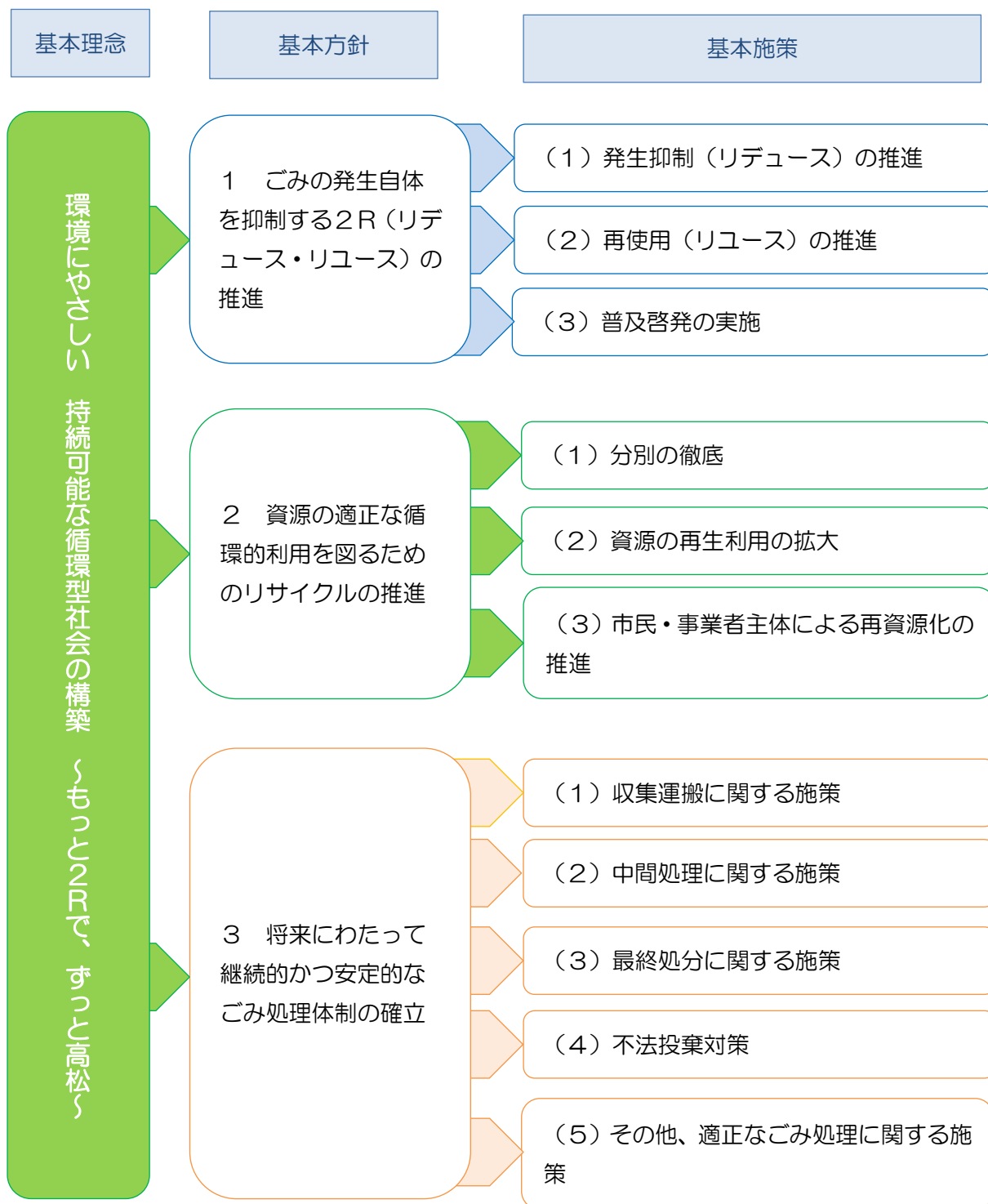


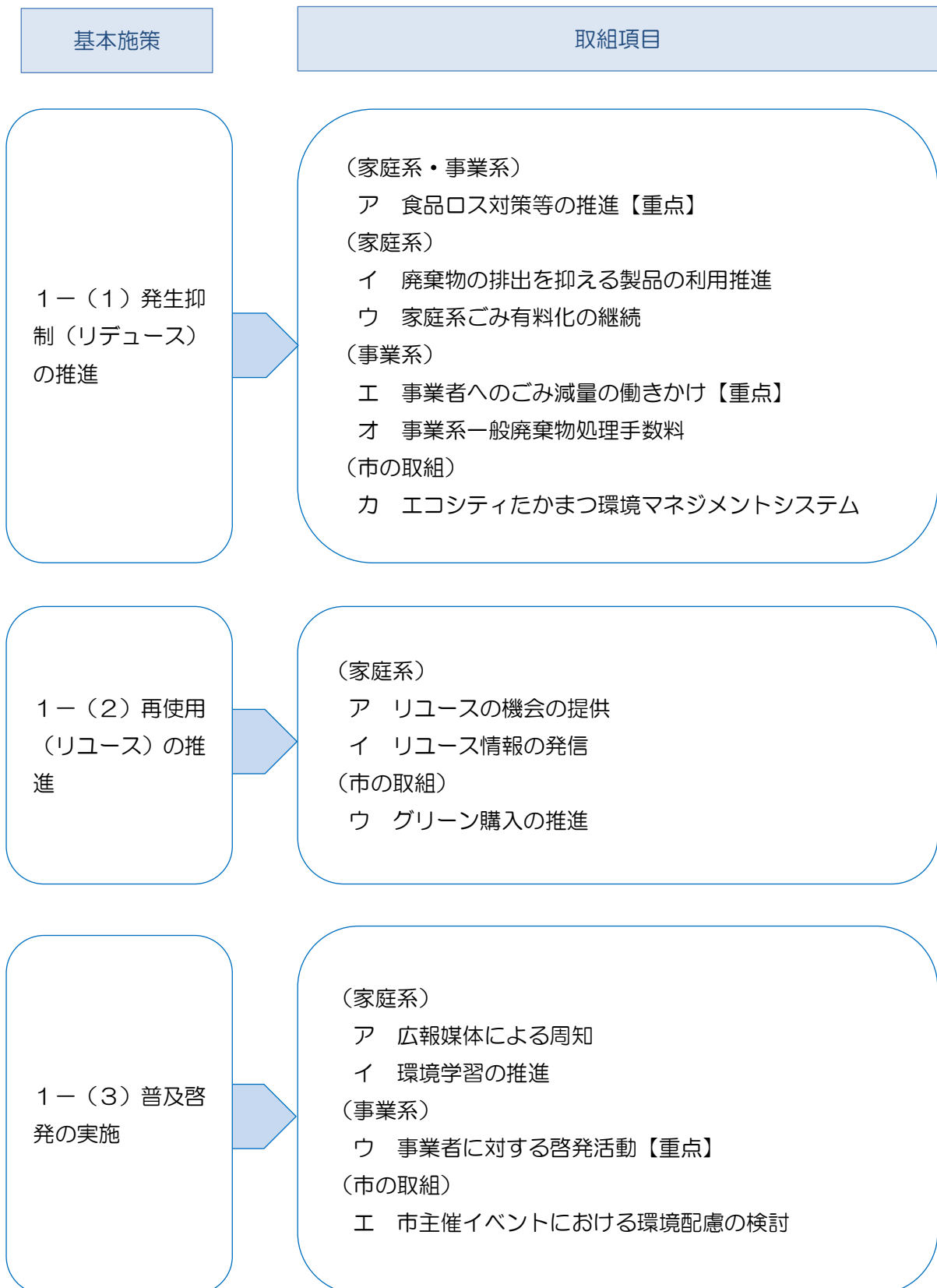
項 目	2016年度 (基準年度)	2022年度 (中間目標年度)	2027年度 (目標年度)
最終処分量 (t)	12,844	13,320	目標：12,796

第4章 ごみ処理基本計画の施策体系

1 ごみ処理基本計画の施策体系

本計画では、3つの基本方針の下に、11の基本施策、48の取組項目を設定し、ごみの減量・再資源化や適正処理など、基本理念の実現に向けた取組を推進します。





基本施策	取組項目
2－（１）分別の徹底	（家庭系） ア 周知啓発による市民意識の向上【重点】 （事業系） イ 事業系紙ごみの再資源化に係る啓発・指導（拡充） ウ ごみ搬入時の展開検査及び分別指導（拡充）
2－（２）資源の再生利用の拡大	（家庭系） ア 使用済小型家電等リサイクル （市の取組） イ 使用済小型充電式電池等リサイクル ウ 溶融スラグの有効利用（拡充） エ 焼却灰の有効利用 オ 資源ごみ回収品目の拡充の検討 カ 民間の再資源化施設の活用を検討【重点】（拡充） キ 羽毛布団のリサイクル ク 新たなリサイクル方法の検討（拡充）
2－（３）市民・事業者主体による再資源化の推進	ア 脱炭素型行動推進員制度 イ 大型小売店等での資源物回収量の把握 ウ 個別リサイクル法に基づくリサイクル エ 拡大生産者責任に基づく法整備等の働きかけ（新規）

基本施策	取組項目
3－（１）収集運搬に関する施策	ア 社会経済情勢に対応した家庭系ごみ収集運搬の維持 イ 収集運搬体制の効率化等 ウ 収集運搬業者の適切な許可及び指導
3－（２）中間処理に関する施策	ア 中間処理施設の維持管理 イ 適正な搬入基準の設定 ウ 次期ごみ処理施設の整備（新規） エ 特別管理一般廃棄物 オ 適正処理困難物
3－（３）最終処分に関する施策	ア 最終処分場の維持管理 イ 次期最終処分施設整備の検討等
3－（４）不法投棄対策	ア 不法投棄防止パトロール イ 不法投棄監視カメラ ウ クリーン作戦 エ 海ごみ対策
3－（５）その他、適正なごみ処理に関する施策	ア 災害廃棄物処理 イ 資源ごみ持ち去り防止対策 ウ 地球温暖化防止、脱炭素社会に向けた取組 エ ごみ処理に係る財源確保 オ 合併町廃止施設の早期解体 カ 廃棄物減量等推進審議会

2 各施策の取組項目

(1) ごみの発生を抑制する2Rの推進に関する取組

基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進	
基本施策（1） 発生抑制（リデュース）の推進	
取組項目	
ア 食品ロス対策等の推進【重点】	食品ロス（本来食べられるのに捨てられる食品）に関する状況の把握や、市民・事業者の意識向上を図り、食品ロスを始めとする食品廃棄物の減量等を推進するため、令和4年2月に策定した高松市食品ロス削減推進計画に基づき、以下の取組等を展開します。 （ア）食品ロスの現状把握（新規） 家庭から発生する食品ロスの発生量の調査や、市民アンケート調査などにより、食品ロスの現状を把握します。 （イ）啓発リーフレット等の作成（拡充） 食品ロスに関する啓発用リーフレット等を作成して、市民への配布や、環境学習での活用により、食品ロスなど食品廃棄物の削減を推進します。 （ウ）事業者との協働の検討（新規） 県の取組状況を踏まえ、飲食業界などの事業者との協働による事業を検討・実施します。 （エ）3きりの推進（拡充） 食べ残しや未利用食材が、できるだけごみとして排出されないように、購入した食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、排出前に水分をきる「水きり」の「3きり」を推進します。 （オ）生ごみ処理機等の普及啓発 家庭から排出される生ごみを減量するため、乾燥させてから排出する方法の奨励や、段ボールコンポストの紹介などにより、生ごみの減量に向けた普及啓発に取り組めます。 （カ）フードドライブ 家庭で使用されていない食品を集め、フードバンクに提供するフードドライブの実施や、フードドライブ実施団体への資材の貸出しなどの支援を行います。

基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進

基本施策（1） 発生抑制（リデュース）の推進

取組項目

イ 廃棄物の排出を抑える製品の利用推進

マイボトルやマイバックの持参、詰め替え用製品の利用等を推進し、廃棄物の発生抑制を図ります。また、小売店等と連携し、簡易包装を奨励するなど容器包装ごみの削減に努めます。

（ア）レジ袋等の削減の推進

令和2年7月のレジ袋有料化により、レジ袋の辞退率は上がったが、引き続きマイバッグの持参を推進するため、事業者、市民団体及び市の3者で締結している「レジ袋等の削減に関する協定」の、協定締結事業者の拡大を図るとともに、趣旨に賛同いただける多量排出事業者・地球にやさしいオフィス・地球にやさしい店へもマイバッグ持参の推進について協力を呼びかけます。

（イ）プラスチックごみの削減の推進

世界的な問題となっているプラスチックごみの削減を図るため、「プラスチックスマート運動」の啓発を継続するほか、パネル展や学習会などの実施により、プラスチックごみ削減に対する、市民意識を向上させることでプラスチックごみの削減を推進します。

ウ 家庭系ごみ有料化の継続

家庭系ごみの有料化事業（指定収集袋）により、ごみの減量・再資源化を目指します。また、受益者負担の原則により、排出量に応じた費用負担をいただくことで、負担の公平化を図るとともに、有料とすることで、ごみに対する関心や意識を高め、一人ひとりが自ら排出するごみに責任を持つ社会の実現を目指します。

		エ 事業者へのごみ減量の働きかけ【重点】 (ア) 多量排出事業者の減量計画書 事業系一般廃棄物の減量及び再資源化を推進することを目的として、「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」に基づき、事業の用に供する延べ面積 3,000 ㎡以上の建物を所有・占有又は管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めます。また、ごみの減量があまり進んでいない事業者や計画書が提出されていない事業者に対して、適宜、必要な働きかけなどを行い、事業系ごみの減量を推進します。 (イ) 多量排出事業者以外の事業者に対する啓発・指導の拡大（拡充） 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出の拡大など、多量排出事業者以外の事業者に対する啓発・指導について検討します。 (ウ) ごみ減量に向けた実証事業を実施する企業への支援の検討 事業系廃棄物の減量に向けた実証事業を実施する企業への支援などを検討します。
--	--	---

基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進	
基本施策（1） 発生抑制（リデュース）の推進	
取組項目	
オ 事業系一般廃棄物処理手数料	廃棄物処理法に定める排出者責任の観点や、受益者負担の原則から、社会経済情勢などを踏まえながら、事業者に一定の負担を求め、更なるごみの減量・再資源化を促進することを目指します。
カ エコシティたかまつ環境マネジメントシステム	「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」により、廃棄物の削減・リサイクルの推進などに取り組み、事務事業から生じる環境負荷のより一層の低減と事務の効率化を推進するとともに、「高松市地球温暖化対策実行計画」への積極的な貢献を目指します。
基本施策（2） 再使用（リユース）の推進	
取組項目	
ア リユースの機会の提供	（ア）粗大ごみの再生品の引き渡し 南部クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみの中から、まだ使用可能な家具を清掃・手入れし、地域情報サイト等を通じて情報発信することにより、より多くの譲受希望者を募集し、市内在住の人に引き渡します。
イ リユース情報の発信	不要となったものの再利用を推進するため、フリーマーケットの開催情報や、民間が行うリユース事業の紹介、リユース情報の提供の場を設けることなどを検討します。
ウ グリーン購入の推進	高松市グリーン購入基本方針に基づき、物品等を購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入します。
基本施策（3） 普及啓発の実施	
取組項目	
ア 広報媒体による周知	（ア）ごみ収集カレンダー 適正なごみ出しを推進するため、地区ごとのごみ収集カレンダーを広報紙に掲載し、広く市民に配布するほか、ごみ分別アプリによる配信（令和3年1月から英語、令和4年1月から中国語の配信開始）や市HPに掲載します。 （イ）ごみ減量・再資源化リーフレット 2Rに重点を置いた、ごみ減量・再資源化の啓発用リーフレット等を作成し、広く市民に配布するほか、出前講座等の資料としても積極的に活用します。また、広報紙や市HPなどにより、ごみの減量等に関する周知啓発を行います。

基本方針１ ごみの発生自体を抑制する２Ｒ（リデュース・リユース）の推進

基本施策（３） 普及啓発の実施

取組項目

ア 広報媒体による周知

（ウ）ごみとリサイクルの状況

ごみの排出量やリサイクルの状況、市が行うごみ減量のための取組などをまとめた周知啓発用リーフレットを作成・配布し、また、ごみ収集量をＨＰに掲載することで、市民のごみに関する意識を高め、ごみの減量・再資源化を推進します。

イ 環境学習の推進

環境学習により、ごみの減量・再資源化への市民意識の向上などを推進します。また、２Ｒに重点を置いた内容や世代に応じた効果的な内容を検討するなど、学習内容の更なる充実を図ります。

（ア）出前講座

環境問題全般にわたる基本的知識の修得を目的として、たかまつミライエや瓦町 FLAG 等を利用して環境学習を実施するほか、環境活動団体等の協力により環境学習支援事業（出前講座）を行います。

（イ）施設見学、リサイクル体験学習

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、小中学生や各種団体等の見学者を随時受け入れ、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めてもらいます。また、南部クリーンセンターの環境学習の展示啓発施設「エコホテル」では、はがき作りなどリサイクル工作の体験学習を行います。

（ウ）ごみ減量・再資源化啓発ＤＶＤ貸出事業

南部クリーンセンターで、ごみ減量・再資源化啓発ＤＶＤの貸出しを行い、ごみの減量等を推進します。

（エ）体験型の環境啓発学習

保育所や幼稚園、小学校等で、ごみの分別やごみ収集車の見学等、体験型の環境啓発学習を行います。

基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進

基本施策（3） 普及啓発の実施

取組項目

ウ 事業者に対する啓発活動【重点】

（ア）事業系一般廃棄物減量・再資源化マニュアル（拡充）

「事業系一般廃棄物減量・再資源化マニュアル」を作成し、事業系ごみの減量・再資源化と適正処理に関する情報の提供・啓発を行います。

（イ）広報等による周知（拡充）

事業活動を伴って生じた廃棄物については、事業者自身で適正に処理すべきである旨などを広報等で周知します。

（ウ）一般廃棄物処理業許可業者との連携による周知・啓発

一般廃棄物処理業許可業者を対象に、講習会を開催するなど、収集運搬業者を通じて排出事業者による適正排出の取組を促進します。

（エ）地球にやさしいオフィス・店登録制度

ごみ減量、再資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む市内の事業者又は店舗を、「地球にやさしいオフィス」又は「地球にやさしい店」として登録します。

（オ）優良事業者の表彰

地球にやさしいオフィス・店及び多量排出事業者を対象に、事業系ごみの減量・再資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組み、効果を上げている事業者を「エコシティたかまつ優良事業者」として表彰するとともに、優れた取組をPRします。

エ 市主催イベントにおける環境配慮の検討

イベントを開催するときは、広報にインターネットを活用し紙媒体を減らすことや、エコマークなど環境ラベル認定商品等を購入・使用すること、資材・物品をできるだけ再利用することなど、環境に配慮したエコイベントの推進を検討します。

(2) 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進に関する取組

基本方針2 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

基本施策(1) 分別の徹底

取組項目

ア 周知啓発による市民意識の向上【重点】

(ア) 広報紙、ホームページによる周知啓発（拡充）

紙類やプラスチック容器包装など分別方法が分かりにくい資源ごみについて、適正な分別によるごみ出しを推進するため、啓発用チラシや広報紙、市ホームページにより周知啓発を行います。

(イ) ごみ分別ガイドブック

ごみの分別の仕方など家庭ごみの正しい出し方を周知・啓発するため、ごみの分別ガイドブックを作成し、市ホームページへの掲載や窓口配布のほか、転入者への配布を行います。

(ウ) ごみ分別アプリ

スマートフォンやタブレット端末の利用者向けに、「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ収集カレンダー」の情報を始め、ごみ出し通知機能やごみの品目別の検索機能を有した「高松市ごみ分別アプリ」を配信します。また、外国人への利便性を高めるため、英語と中国語で配信をします。

(エ) 外国人への周知啓発

正しいごみの出し方について、外国人向けの啓発パンフレットを市ホームページに掲載し、外国人への周知啓発を行います。

(オ) ごみステーションでの啓発

ごみステーションの収集作業時に、分別が正しくできていない場合や、出す日が違う場合などのごみには、不適物警告シール（イエローカード）に対象理由を表示し、そのごみに貼り付けて取り残すことにより、正しいごみの出し方の啓発を図ります。

イ 事業系紙ごみの再資源化に係る啓発・指導（拡充）

事業系紙ごみについて、段ボールや古紙、雑紙など再資源化が可能なものについては、可燃ごみではなく再資源化を行うように啓発・指導を行います。

ウ ごみ搬入時の展開検査及び分別指導（拡充）

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、一層の分別の徹底によるごみの減量や再資源化の推進、適正かつ安定したごみ処理を目指すため、随時、持込みごみの展開検査を行い、搬入禁止物の混入を防止するとともに、収集運搬業者や市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行います。

基本方針２ 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

基本施策（２） 資源の再生利用の拡大

取組項目

ア 使用済小型家電等リサイクル

レアメタルや貴金属などの再資源化や埋立ごみの減量を図るため、携帯電話機やデジタルカメラなどの使用済小型家電を、総合センター、コミュニティセンター、出張所、大型スーパーマーケットや家電量販店などでの回収ボックスによる回収や、南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターでのピックアップ回収、不法投棄撲滅クリーン作戦などでのイベント回収を行います。

また、リサイクルをより推進するため、回収品目の追加等について検討します。

イ 使用済小型充電式電池等リサイクル

使用済小型充電式電池等を、総合センター、コミュニティセンター、支所などで、回収ボックスで回収し、製鉄原料などの資源の再利用を図ることで、収集車や処理施設での火災の発生を防ぐとともに、埋立ごみの減量を図ります。

ウ 溶融スラグの有効利用（拡充）

南部クリーンセンター焼却施設で発生する溶融スラグについて、公共工事の埋め戻し材に利用するとともに、新たな利用方法を検討するなど有効利用を推進します。

エ 焼却灰の有効利用

排ガス中の飛灰に含まれる非鉄金属を原料に精錬所で銅などを精錬し、資源を再利用する処理委託を継続します。また、焼却灰の有効利用について、利用方法を含め、検討します。

オ 資源ごみ回収品目の拡充の検討

廃棄物の再資源化を推進するため、適正な分別の徹底を推進するだけでなく、回収品目の拡充や回収方法などについて、検討します。

カ 民間の再資源化施設の活用【重点】（拡充）

民間の再資源化施設の状況を把握し、これを活用してごみの再資源化を推進する方策を検討します。

キ 羽毛布団のリサイクル

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、今まで焼却処分していた羽毛布団を資源物として無料回収し、再資源化の促進や啓発に取り組む。

ク 新たなリサイクルの方法の検討（拡充）

食品廃棄物の肥料化や飼料化、木質系廃棄物の固形燃料化のほか、令和４年４月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく取組など、

	リサイクルを更に推進するための方法を検討します。
--	--------------------------

基本方針2 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

基本施策（3） 市民・事業者主体による再資源化の推進

取組項目

ア 脱炭素型行動推進員制度

地域でのごみ減量活動のリーダーとして、また市と地域とのパイプ役として地域のリサイクル推進に御協力いただける方々を、「高松市脱炭素型行動推進員」として地区ごとに委嘱し、地域ぐるみの主体的なリサイクルの推進を図ります。

※脱炭素型行動推進員の活動は、リサイクルに関することだけでなく、地域住民に対するごみの減量や環境美化など脱炭素型ライフスタイル推進行動への啓発の促進を含むものです。

イ 大型小売店等での資源物回収量の把握

市が回収する資源ごみだけでなく、大型小売店等が回収する資源ごみ量の把握に努め、ごみの再資源化量の実態把握に努めます。

ウ 個別リサイクル法に基づくリサイクル

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など個別リサイクル法に基づく一般廃棄物の適正処理が行われるよう、その処理方法を市民に周知するなどして、適正処理へと誘導します。

エ 拡大生産者責任に基づく法整備等の働きかけ（新規）

拡大生産者責任の考え方に基づき、環境にやさしい素材選択や分別しやすい製品設計等を促進するような法整備等の実現に向けて、他の自治体や関係機関と連携し、国等への働きかけを行います。

(3) 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立に関する取組

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策(1) 収集運搬に関する施策

一般廃棄物を生活環境の保全上に支障が生じないうちに処理するため、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬体制を、将来にわたって確保します。

取組項目

ア 社会経済情勢に対応した家庭系ごみ収集運搬の維持

ごみの排出傾向やその要因の分析を行ったうえで、ごみの種類に応じて収集運搬量を推定するとともに、収集形態、収集体制、収集回数等を定め、適切な家庭ごみの収集運搬に努めます。

また、適正かつ安定的な収集運搬を行うため、関係法令を遵守し、少子高齢化の進展等の社会経済情勢に対応した適切な収集運搬体制を維持します。

イ 収集運搬体制の効率化等

直営で行っている家庭ごみ定期収集運搬について、平成30(2018)年度から4期に分けて2025年度までに委託化を進めるなど、収集運搬体制の効率化等に努めます。

ウ 収集運搬業者の適切な許可及び指導

収集運搬業者の許可について、関係法令や許可基準に基づき実施するとともに、ごみ排出量の見込みに対応した適正規模の収集運搬体制を確保するため、許可の制限を行うなど、適切な運用に努めます。

また、ごみの適正処理を確保するため、必要に応じた許可業者への指導を行います。

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策（２） 中間処理に関する施策

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターを中心に中間処理を行うとともに、民間施設を活用することで、ごみの再資源化を推進する中間処理体制を構築します。

また、令和４年４月に策定した次期ごみ処理施設整備基本構想に基づき、次期施設の整備を進め、継続的かつ安定的な中間処理体制を確保します。

施設名	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
南部クリーンセンター										
西部クリーンセンター										

1 期目管理

現契約による管理運営

次期処理施設の整備

基幹的設備改良工事（破碎施設）

取組項目

ア 中間処理施設の維持管理

適正かつ安定的な中間処理を行うため、関係法令を遵守し、適切な施設の維持管理を行います。また、設備の省エネ化や熱回収、太陽光発電などにより環境負荷の低減を推進します。

イ 適正な搬入基準の設定

適正かつ安定的な中間処理を行うため、施設の搬入基準を適宜見直し、適切な基準を設定します。

ウ 次期ごみ処理施設の整備（新規）

西部クリーンセンターが令和１４年度末に稼働を終了するほか、南部クリーンセンターについても同時期に稼働後約３０年が経過することから、１５年度以降も、市民の生活環境の保全や公衆衛生の向上に資する安定したごみ処理運営を行うため、環境負荷が小さく、経済性に優れた次期ごみ処理施設の整備を行います。

エ 特別管理一般廃棄物

毒性や感染性等を有する特別管理一般廃棄物について、関係法令に基づく処理を推進するとともに、適正処理に向けた市民・事業者への啓発を行います。

オ 適正処理困難物

市の処理施設で処理できない廃棄物（適正処理困難物）について、製造・販売業者による回収を進めるなど、処理ルートの確保に努めます。

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策（３） 最終処分に関する施策

本市の最終処分は、南部クリーンセンター埋立処分地及び高松市一般廃棄物陶最終処分場を中心に行い、燃やせるごみを焼却処理したときに発生する焼却灰のうち旧国分寺町分については、市町合併前の取扱いと同じく綾川町一般廃棄物最終処分場にて行います。

また、既存施設の適切な維持管理を行うとともに、将来的なごみ排出量や中間処理の動向、次期ごみ処理施設の整備計画と合わせた焼却残渣の処理方法を検討するなど、継続的かつ安定的な最終処分体制を確保します。

なお、最終処分場の容量をできるだけ圧迫しないように、ごみの減量・再資源化や、南部クリーンセンターで焼却処理後に発生する溶融スラグの有効利用などにより、最終処分量の削減を推進します。

施設名	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
南部クリーンセンター 埋立処分地 第3区画	焼却残渣処理方法の検討									
高松市一般廃棄物 陶最終処分場 第3処分地	第3処分地（第2期）の整備の検討等									

取組項目

ア 最終処分場の維持管理

適正かつ安定的な最終処理を行うため、関係法令を遵守し、適切な施設の維持管理を行います。

イ 次期最終処分施設整備の検討等

（ア）南部クリーンセンター埋立処分地第3区画の埋立終了後における焼却残渣の処理方法の検討（新規）

南部クリーンセンター埋立処分地第3区画が 2032 年度で埋立終了となる見込みであるが、ごみの減量等により最終処分量を削減し、延命化を行うとともに、その後においても、引き続き適正かつ安定的な残渣処理が行えるよう、次期ごみ処理施設の整備と合わせて処理方法の検討等を行います。

（イ）陶最終処分場第3処分地の整備

陶最終処分場第3処分地（第2期）の整備に向けた検討等を行います。

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策（４） 不法投棄対策

取組項目

ア 不法投棄防止パトロール

職員による不法投棄防止パトロールを定期的を実施します。また、不法投棄の行為者の調査・指導を行い、不法投棄されているごみの早期撤去に努めます。

また、地域住民に監視パトロールへの参加を呼びかけ、市民との協働・連携による取組を推進します。

イ 不法投棄監視カメラ

不法投棄が特に多く見られる個所に監視カメラを設置するとともに、監視エリアの表示看板を立て、不法投棄防止の啓発を行います。

ウ クリーン作戦

山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域において、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、地域の環境美化と環境意識の向上に努めます。

エ 海ごみ対策

瀬戸内海を「豊かな海」・「美しい海」として保全・再生するため、民間関係団体と行政が連携して、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみへの対策を推進します。

また、海ごみの多くがペットボトルやレジ袋などの生活ごみであることを踏まえ、市民に対し海ごみ対策の重要性等の周知・啓発を行います。

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

基本施策（５） その他、適正なごみ処理に関する施策

取組項目

ア 災害廃棄物処理

南海トラフ地震など大規模災害時に発生する廃棄物を、迅速かつ適正に処理できるよう、高松市災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月策定）により備えます。また、同計画を定期的に見直すほか、災害時に迅速に対応できるよう、より具体的なマニュアル等を作成するとともに、訓練等による職員の育成を行います。

さらに、発災時における通常の一般廃棄物の処理の継続性の確保も含め、関係機関との連携を図りながら、広域的な処理体制の強化に努めます。

イ 資源ごみ持ち去り防止対策

ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため、職員による早朝パトロールや、広報等により注意喚起の啓発を行います。

ウ 地球温暖化防止、脱炭素社会に向けた取組

3Rの推進による焼却量の抑制を図るとともに、南部クリーンセンターや西部クリーンセンターのごみ焼却余熱を温水プールに利用するなど、廃棄物からのエネルギーの有効活用を実施するほか、収集運搬における低公害車を導入するなど、ごみ処理業務による温室効果ガスの排出量の削減に配慮し、脱炭素社会の実現への貢献に努めます。

エ ごみ処理に係る財源確保

南部クリーンセンターや西部クリーンセンターの焼却熱を利用して発電した余剰電力の売却や、ごみ収集カレンダー等への広告掲載など、ごみ処理に係る財源の確保に努めます。

オ 合併町廃止施設の早期解体

合併町の廃止された焼却施設、埋立処分場について、適正な地域環境を確保するため、早期の解体に努めます。

カ 廃棄物減量等推進審議会

市民や事業者、学識経験者により編成される廃棄物減量等推進審議会に、廃棄物の適正な処理、減量、再生利用に関する議題を審議してもらうことで、審議会からの意見を参考に、ごみの減量・再資源化などの推進を図ります。

第3部 生活排水処理基本計画（し尿等処理計画）

第1章 生活排水処理基本計画の基本的事項

第2章 し尿等処理の現状

第3章 し尿等処理量等の見込み・課題

第4章 し尿等処理計画

第1章 生活排水処理基本計画の基本的事項

1 生活排水処理基本計画策定の背景

本市では、生活排水を未処理のまま公共水域に排出している世帯等があることから、依然、水質環境基準が達成されていない水域があります。このようなことから、今後とも公共下水道の整備推進や合併処理浄化槽の設置促進を中心として、生活排水対策を計画的・総合的に推進していく必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）については、平成28年度までは本市の衛生処理センターにおいて処理を行ってききましたが、29年度からは、衛生センターでし尿等の前処理を行った後、海底送水管で東部下水処理場へ移送し、下水とし尿等の共同処理を行っており、今後とも計画的・安定的な処理を行うことが求められています。

2 生活排水処理基本計画の位置付け

生活排水処理基本計画は、生活排水処理の実態を把握した上で、本市の下水道整備及び合併処理浄化槽設置の進捗等さまざまな状況の変化を踏まえて、生活排水の適正処理を目指して、その基本方針等を定めるものです。

本市では生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、平成28年3月に、目標年次を2025年度とした「第4次高松市生活排水対策推進計画」を策定しており、その中で、し尿等処理以外の公共下水道などの生活排水処理施設の整備計画及び目標等を定め、これらの進捗管理を行っています。

このようなことから、本計画は、「第4次高松市生活排水対策推進計画」には定められていない、生活排水のうち、し尿等の処理計画について定めることとします。

第2章 し尿等処理の現状

1 し尿等処理事業の沿革

し尿等処理については、昭和 62 年から高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターで本市と同事務組合構成の近隣 9 町で収集されたし尿等を全量処理することとなりました。

平成 17 年度の市町合併から、18 年 3 月 31 日に同事務組合が解散したため、本市が衛生処理センターの管理運営やし尿等処理事業を引き継ぐとともに、三木町、綾川町のし尿等も事務受託により合わせて処理してきました。

このような中、衛生処理センターは老朽化等のため、28 年度末で廃止し、29 年度からし尿等の全量を衛生センター（朝日町）から東部下水処理場に移送し、下水との共同処理を本格的に開始しました。

2 し尿等の収集・処理方法

（1）し尿等の収集

し尿等の収集運搬は、許可業者 7 社が行っており、平成 29 年 4 月 1 日時点では、許可車両は 40 台です。

運搬方法は、旧高松市及び牟礼町の家等から収集したし尿等は、収集車両で直接、朝日町の衛生センターまで運搬していますが、塩江町・香川町・香南町・庵治町・国分寺町・女木町、及び男木町で収集したし尿等は、効率的な収集運搬を行うため、各地域等に設置しているし尿貯留槽に一時貯留した後、中継輸送車両により衛生センターへ運搬しています。

また、本市がし尿等処理業務の事務を受託している三木町及び綾川町で収集されたし尿等についても同様に、それぞれの町のし尿貯留槽に一時貯留した後、中継輸送車両により衛生センターへ運搬しています。

許可車両台数

（令和 4 年 12 月 6 日現在）

積載量 (t)	1.8	2.7	3.0	3.1	3.3	3.4	9.8	10.2	10.5	合計
台数 (台)	14	10	1	1	6	7	1	1	1	42

※予備車両等除く

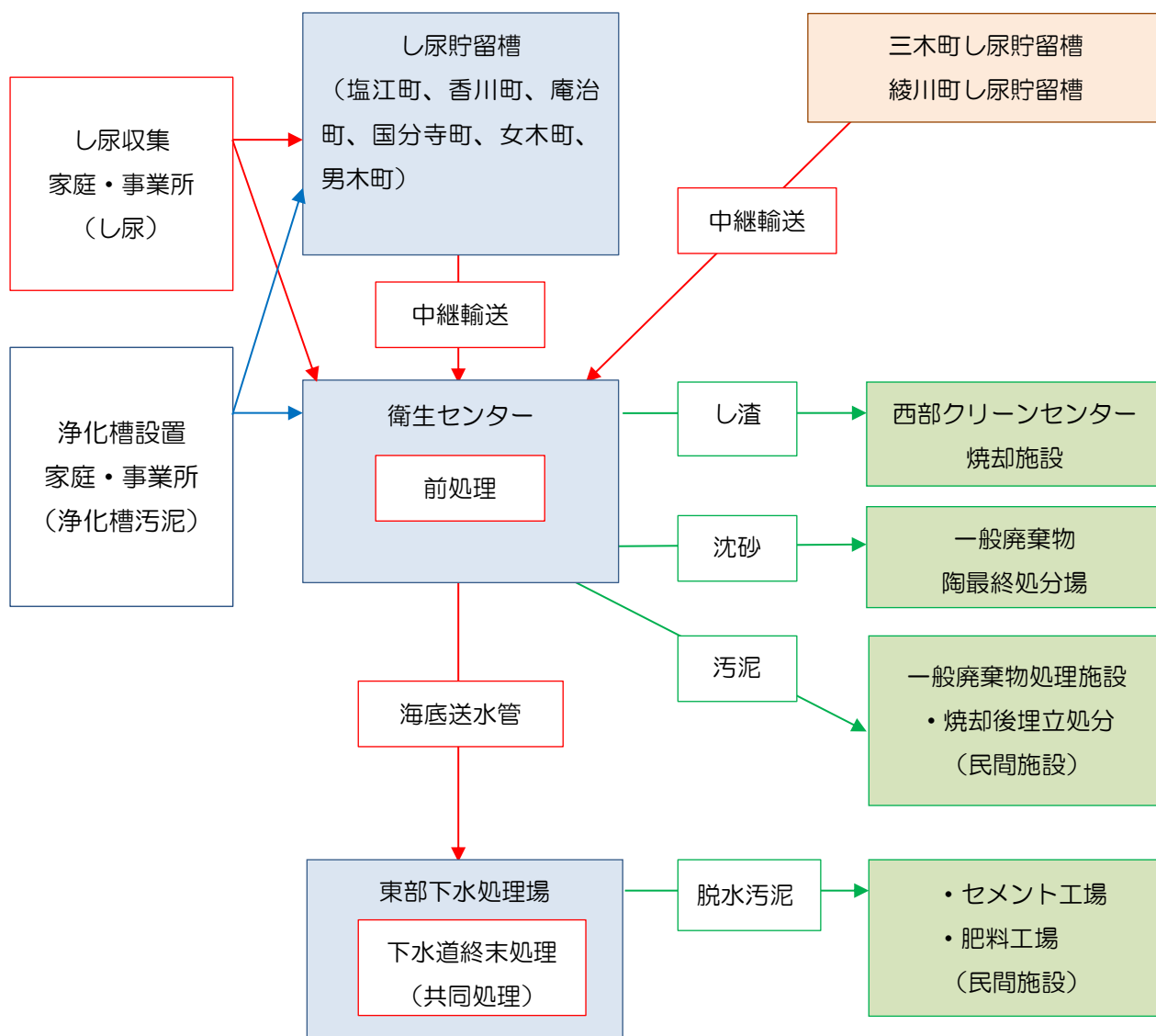
し尿貯留槽

名 称	容量 (m ³)	所 在 地
塩江町貯留槽	110	高松市塩江町安原下第1号382番地1
香川町貯留槽	304	高松市香川町安原下第3号2273番地6
庵治町貯留槽	80	高松市庵治町3325番地3
国分寺町貯留槽	125	高松市国分寺町新名2215番地6
女木町貯留槽	40	高松市女木町字牛力ケ805番地2
男木町貯留槽（平成30年 10月1日供用開始）	30	高松市男木町字大井104番地10

（2）し尿等の処理

平成28年度までは、本市のし尿処理施設である亀水町の衛生処理センターでし尿等の処理を行っていましたが、同センターの老朽化やし尿等処理量の減少傾向を踏まえ、経済性の向上と効率的な施設整備・維持管理を図るため、28年度の試行を経て、29年度からは、朝日町の衛生センターでし尿等から砂やし渣等を取り除く前処理を行った後、海底送水管で東部下水処理場へ移送し、東部下水処理場において、下水とし尿等の共同処理を行っています。

し尿等処理の流れ



処理施設の概要

施 設 名 (所 在 地)	能 力 (種別)	処理方式等	稼働開始年月
衛生センター (高松市朝日町五丁目5番56号)	1,500kl (貯留)	500kl×3槽	H9.4
	378kl/日 (前処理)	脱水機構付ドラム状スクリーン	H28.4
東部下水処理場 (高松市屋島西町2366番地6)	83,330 m³/日	標準活性汚泥法	S57.11

高松市

高松市浄水場

男木町貯留槽

女木町貯留槽

衛生センター

庵治町貯留槽

綾川町・国分寺町貯留槽

東部下水処理場

三木町貯留槽

三木町

綾川町

香川町貯留槽

塩江町貯留槽

(1) 処理形態別人口の推移

一方、生活排水を処理していない単独処理浄化槽人口とし尿収集人口は、同様に 28 年度では、それぞれ約 34.2%減の 80,921 人、約 39.5%減の 22,743 人に減少しました。

処理形態別人口の推移

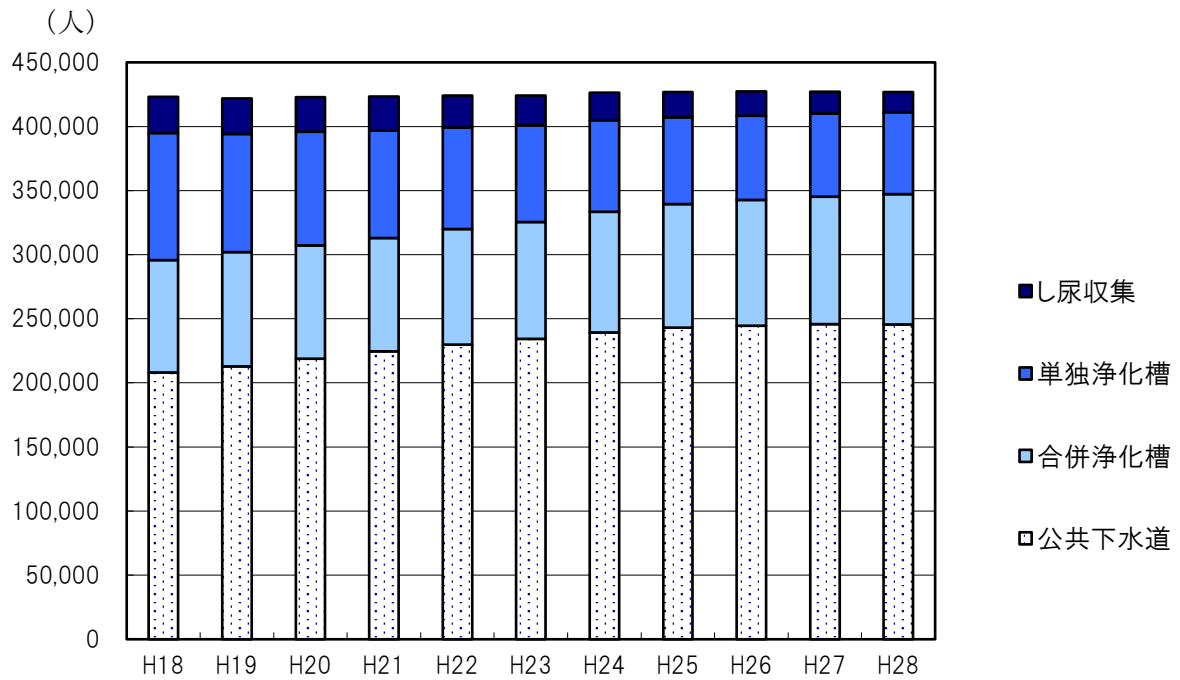
(単位：人)

区 分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
行政区域内人口	高松市	423,345	422,196	423,119	423,564	424,388	424,490	426,707	427,195	427,565	427,400	427,099
	三木町	28,238	28,534	28,474	28,281	28,829	28,758	28,868	28,929	28,757	28,642	28,575
	綾川町	26,345	26,146	25,983	25,756	25,527	25,274	25,222	25,013	24,858	24,755	24,586
	1市2町	477,928	476,876	477,576	477,601	478,744	478,522	480,797	481,137	481,180	480,797	480,260
1 公共下水道	高松市	208,072	212,833	218,757	224,525	229,808	234,232	239,302	243,121	244,513	245,867	245,499
	三木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	綾川町	6,382	6,577	6,889	7,078	7,163	7,338	7,290	7,266	7,311	7,366	7,533
	1市2町	214,454	219,410	225,646	231,603	236,971	241,570	246,592	250,387	251,824	253,233	253,032
2 農業集落排水施設	高松市	194	194	195	188	194	191	187	182	176	173	159
	三木町	513	543	558	526	494	450	458	460	475	470	473
	綾川町	143	143	143	143	143	143	133	133	133	132	132
	1市2町	850	880	896	857	831	784	778	775	784	775	764
3 プラント コミュニティ	高松市	130	130	107	104	104	103	103	85	78	75	78
	三木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	綾川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1市2町	130	130	107	104	104	103	103	85	78	75	78
4 合併処理浄化槽	高松市	87,580	89,159	88,427	88,453	90,256	91,297	94,071	96,347	98,068	99,442	101,762
	三木町	9,014	9,455	9,594	9,911	10,315	10,729	10,811	11,315	11,632	12,085	12,155
	綾川町	5,395	5,965	6,107	7,105	7,219	7,324	7,606	7,902	8,186	8,403	8,805
	1市2町	101,989	104,579	104,128	105,469	107,790	109,350	112,488	115,564	117,886	119,930	122,722
5 単独処理浄化槽	高松市	99,118	92,181	88,624	83,958	79,102	75,446	71,531	67,602	65,819	64,917	63,949
	三木町	13,689	13,614	13,457	13,106	12,652	11,590	12,365	12,030	11,818	11,316	11,209
	綾川町	10,098	9,423	8,991	8,116	7,812	7,444	7,218	6,896	6,552	6,287	5,763
	1市2町	122,905	115,218	111,072	105,180	99,566	94,480	91,114	86,528	84,189	82,520	80,921
6 し尿収集	高松市	28,251	27,699	27,009	26,336	24,924	23,221	21,513	19,858	18,911	16,926	15,652
	三木町	5,022	4,922	4,865	4,738	5,368	5,989	5,234	5,124	4,832	4,771	4,738
	綾川町	4,327	4,038	3,853	3,314	3,190	3,025	2,975	2,816	2,676	2,567	2,353
	1市2町	37,600	36,659	35,727	34,388	33,482	32,235	29,722	27,798	26,419	24,264	22,743

※1 各年度の行政区域内人口は、3月末の住民登録人口によるものです。

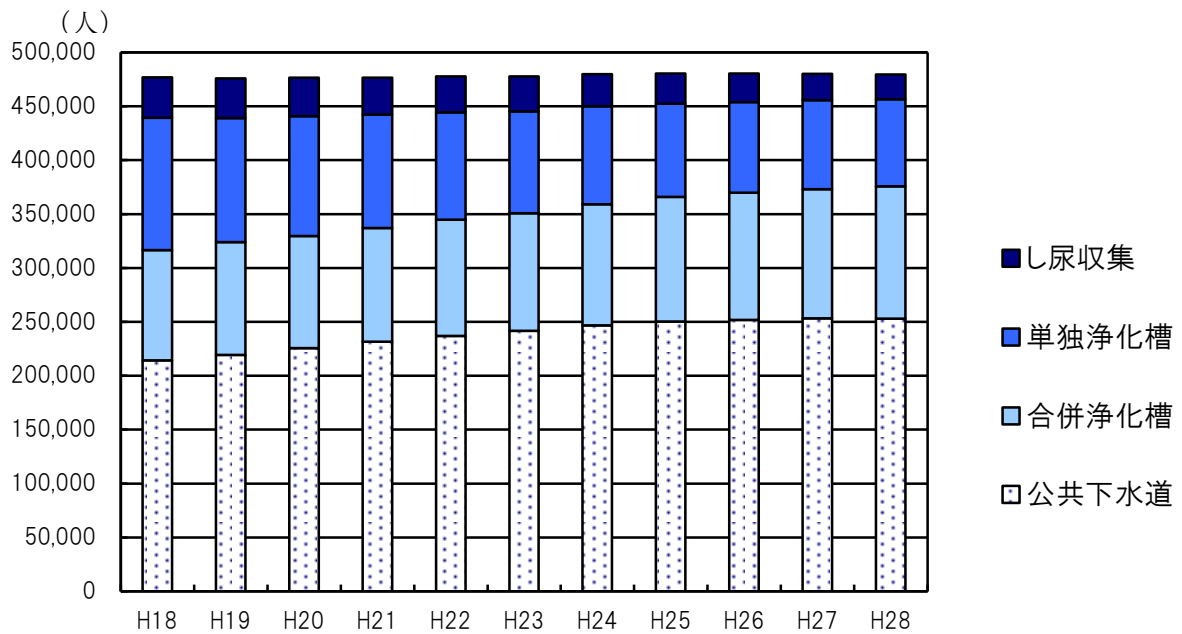
※2 処理形態別人口については高松市上下水道事業年報等によるものです。

処理形態別人口の推移（高松市）



※コミュニティプラント及び農業集落排水施設の人口については、僅少であるため表記していません。

処理形態別人口の推移（1市2町）



※コミュニティプラント及び農業集落排水施設の人口については、僅少であるため表記していません。

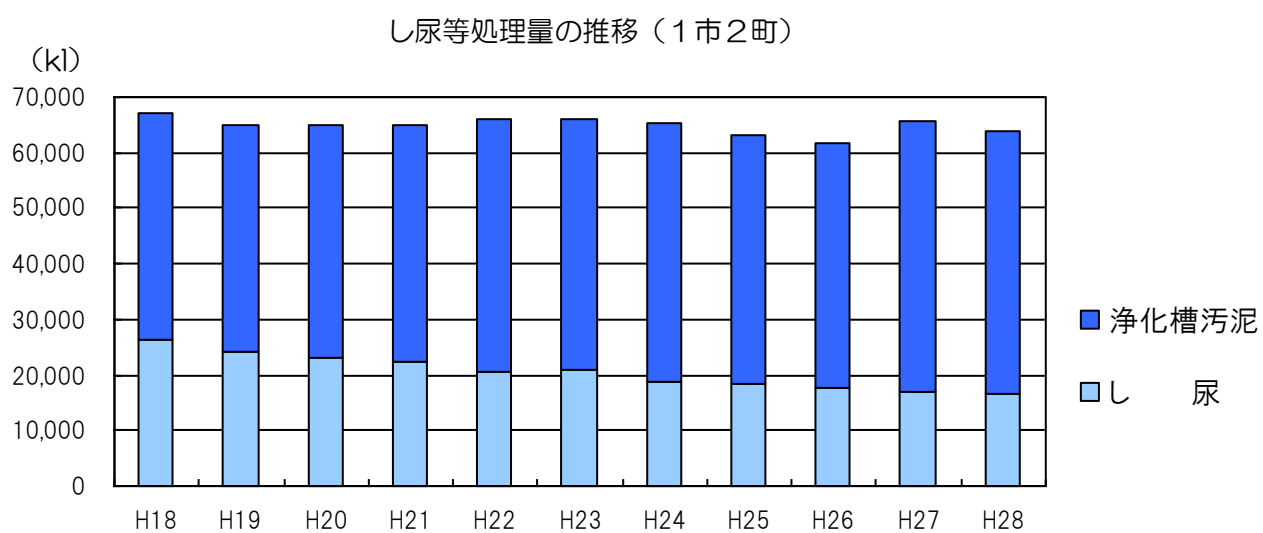
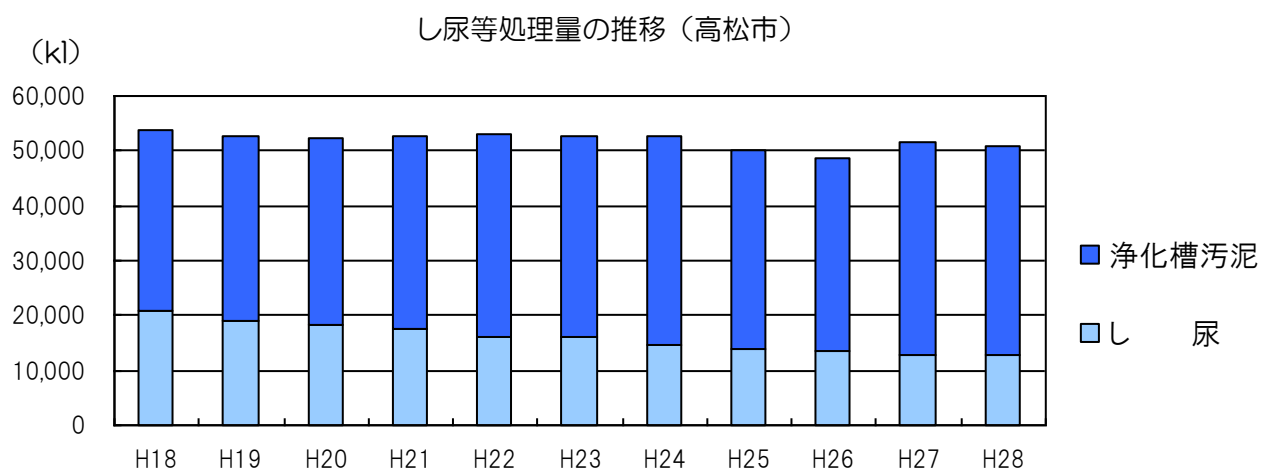
(2) し尿等処理量の推移

本市と三木町・綾川町を合わせた、1市2町のし尿の処理量は、基準年度である18年度に比べ、28年度には約36.2%減の16,765klと減少し、また、同様に浄化槽汚泥の処理量は、約15.1%増の47,112kl、し尿と浄化槽汚泥を合わせた全処理量は、約5%減の63,887klと減少しました。

し尿等処理量の推移

(単位：kl/年)

区 分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
し 尿	高松市	20,756	19,024	18,118	17,635	16,032	16,070	14,641	13,828	13,616	12,822	12,851
	三木町	3,026	2,988	2,899	2,862	2,578	2,787	2,387	2,697	2,513	2,535	2,505
	綾川町	2,514	2,191	2,124	2,049	2,033	2,075	1,855	1,787	1,680	1,661	1,409
	1市2町	26,296	24,203	23,141	22,546	20,643	20,932	18,883	18,312	17,809	17,018	16,765
浄化槽 汚泥	高松市	33,149	33,564	34,315	34,990	37,071	36,772	38,018	36,193	35,186	38,853	38,074
	三木町	4,746	4,637	4,468	4,601	5,189	5,552	5,567	5,636	5,759	5,976	5,403
	綾川町	3,029	2,548	3,118	2,882	3,135	2,838	2,949	3,111	3,057	3,649	3,645
	1市2町	40,924	40,749	41,901	42,473	45,395	45,162	46,534	44,940	44,002	48,478	47,122
合 計	高松市	53,905	52,588	52,433	52,625	53,103	52,842	52,659	50,021	48,802	51,675	50,925
	三木町	7,772	7,625	7,367	7,463	7,767	8,339	7,954	8,333	8,272	8,511	7,908
	綾川町	5,543	4,739	5,242	4,931	5,168	4,913	4,804	4,898	4,737	5,310	5,054
	1市2町	67,220	64,952	65,042	65,019	66,038	66,094	65,417	63,252	61,811	65,496	63,887



第3章 し尿等処理量等の見込み・課題

1 処理形態別人口の見込み

本市と三木町・綾川町を合わせた、1市2町の行政区域内人口の今後の見込みは、基準年度である平成28（2016）年度に比べ、計画期間の最終年度である2027年度には、約2.7%減の467,263人と見込まれます。

そのうち、公共下水道人口は、行政区域内人口が減少するとともに、本市の第4次高松市生活排水対策推進計画で、基本的には新たな下水道事業計画区域の拡大は行わないこととしているものの、現在の下水道事業計画区域内の未整備地区の整備や、家庭から既存下水道への接続、また、三木町において公共下水道事業普及率が向上することなどにより、2027年度には、約5.2%増の266,211人となる見込みです。また、合併処理浄化槽人口は、単独処理浄化槽やし尿収集からの転換や、下水道整備区域以外の区域での新設が見込まれることから、2027年度には、約12%増の137,495人になると考えられます。

一方、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口は、新設はなく、公共下水道や合併処理浄化槽への転換が進展することから、一貫して減少すると考えられ、2027年度には、それぞれ約37.2%減の50,811人、約47.5%減の11,935人に減少すると見込まれます。

処理形態別人口の見込み

(単位：人)

区 分		平成 28 (2016) 年度 (基準年度)	2022 年度 (中間目標年度)	2027 年度 (目標年度)
行政区域内人口	高松市	427,099	423,205	418,883
	三木町	28,575	26,354	25,339
	綾川町	24,586	23,553	23,041
	1 市 2 町	480,260	473,112	467,263
1 公共下水道	高松市	245,499	252,172	255,269
	三木町	0	2,416	4,251
	綾川町	7,533	7,010	6,691
	1 市 2 町	253,032	261,598	266,211
2 農業集落排水施設	高松市	159	141	141
	三木町	473	485	478
	綾川町	132	125	123
	1 市 2 町	764	751	742
3 コミュニティ プラント	高松市	78	69	69
	三木町	0	0	0
	綾川町	0	0	0
	1 市 2 町	78	69	69
4 合併処理浄化槽	高松市	101,762	109,759	115,234
	三木町	12,155	12,705	12,066
	綾川町	8,805	9,586	10,195
	1 市 2 町	122,722	132,050	137,495
5 単独処理浄化槽	高松市	63,949	50,150	40,083
	三木町	11,209	7,639	6,446
	綾川町	5,763	4,850	4,282
	1 市 2 町	80,921	62,639	50,811
6 し尿収集	高松市	15,652	10,914	8,087
	三木町	4,738	3,109	2,098
	綾川町	2,353	1,982	1,750
	1 市 2 町	22,743	16,005	11,935

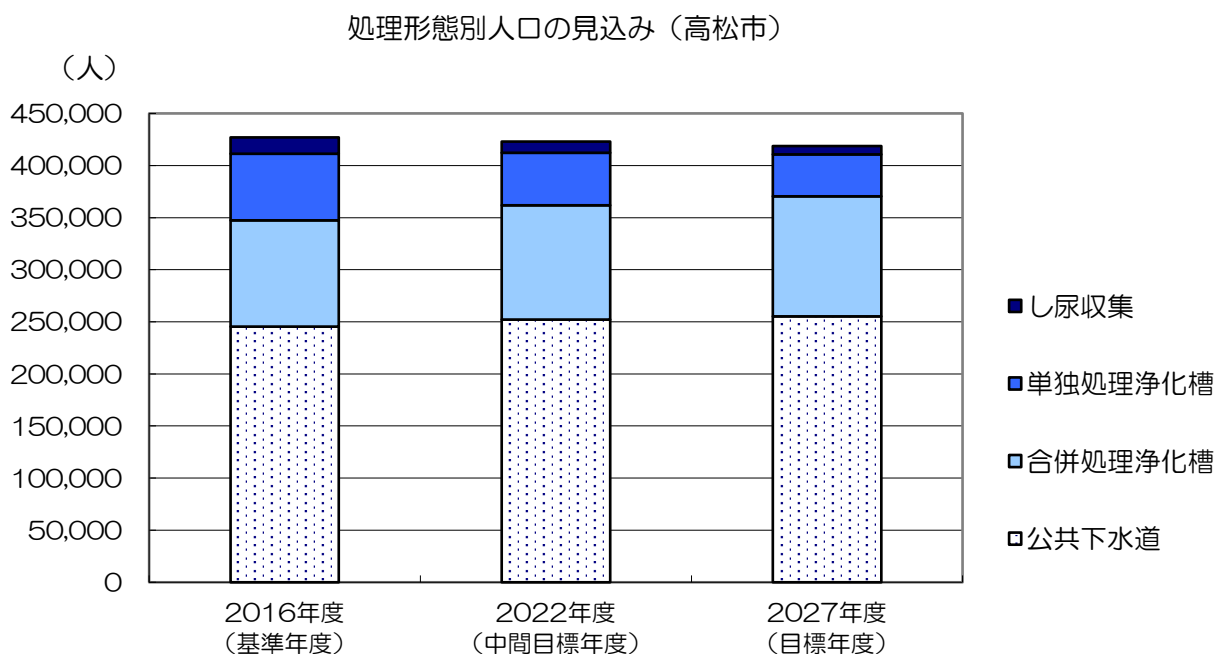
※ 1 高松市の人口予測については「たかまつ人口ビジョン」を基に推計しています。

※ 2 三木町の人口予測については「三木町改訂版人口ビジョン」(令和 2 年度策定)を基に推計しています。

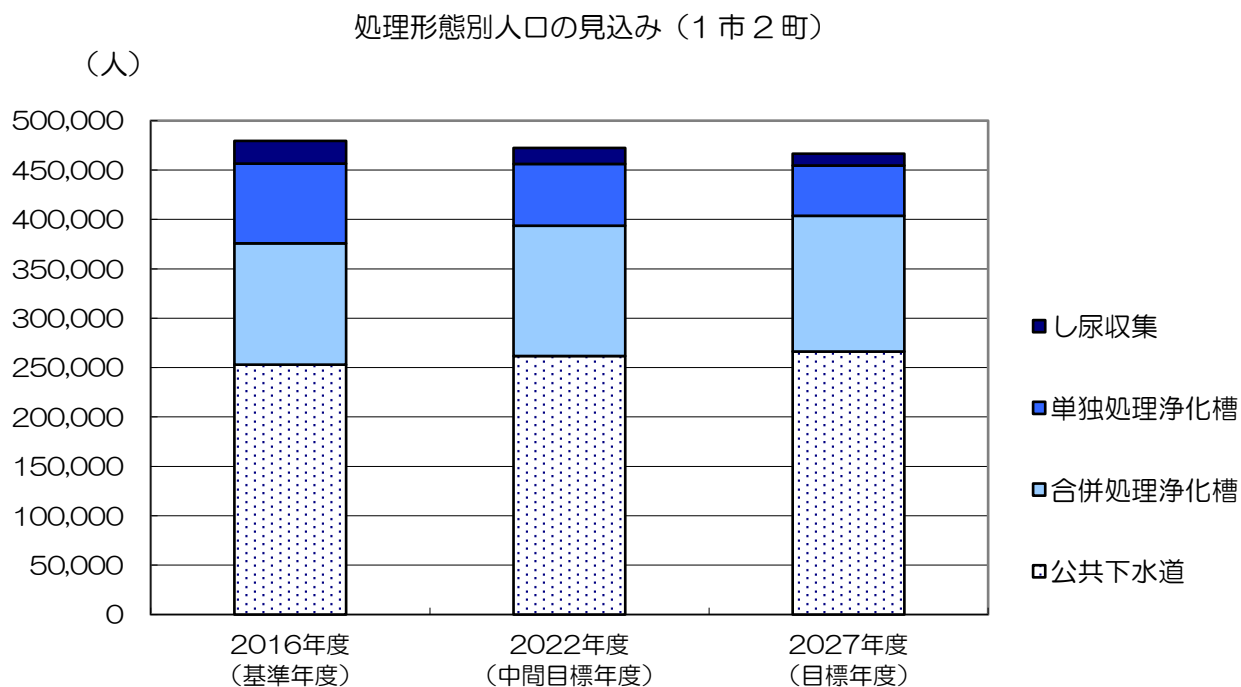
※ 3 綾川町の人口予測については「綾川町第 2 次総合振興計画」(平成 28 年度策定)に記載された将来人口フレームを基に推計しています。

※4 高松市の処理形態別人口については「第4次高松市生活排水対策推進計画【中間見直し版】」の増減率等を基に推計しています。

※5 三木町及び綾川町の公共下水道人口については各町が独自に推計している人口を採用しています。



※コミュニティプラント及び農業集落排水施設の人口については、僅少であるため表記していません。



※コミュニティプラント及び農業集落排水施設の人口については、僅少であるため表記していません。

2 し尿等処理量の見込み

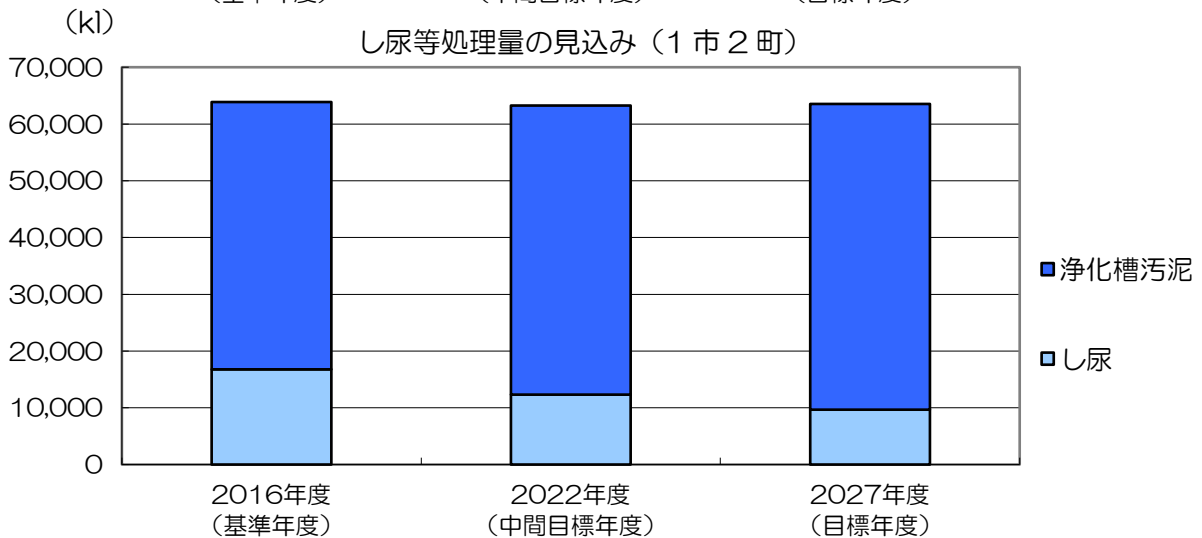
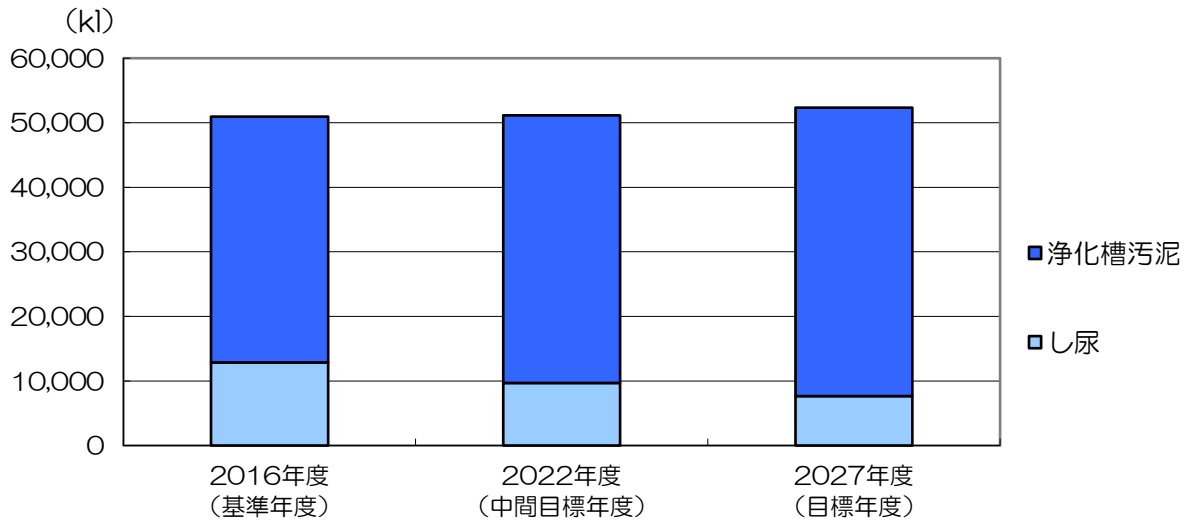
本市と三木町・綾川町を合わせた、1市2町のし尿の処理量の今後の見込みは、1の処理形態別人口を基に推計し、本計画の基準年度である平成28（2016）年度に比べ、2027年度には約42.5%減の9,643klに減少する一方、浄化槽汚泥の処理量は、約14.4%増の53,897klと増加すると考えられます。また、し尿と浄化槽汚泥を合わせた全処理量は、約0.5%減の63,540klを見込んでいます。

し尿等処理量の見込み

(kl/年)

区 分		平成28 (2016)年度 (基準年度)	2022年度 (中間目標年度)	2027年度 (目標年度)
し 尿	高松市	12,851	9,666	7,642
	三木町	2,505	1,401	906
	綾川町	1,409	1,237	1,095
	1市2町	16,765	12,304	9,643
浄化槽汚泥	高松市	38,074	41,489	44,673
	三木町	5,403	5,945	5,639
	綾川町	3,645	3,512	3,585
	1市2町	47,122	50,946	53,897
合 計	高松市	50,925	51,155	52,315
	三木町	7,908	7,346	6,545
	綾川町	5,054	4,749	4,680
	1市2町	63,887	63,250	63,540

し尿等処理量の見込み（高松市）



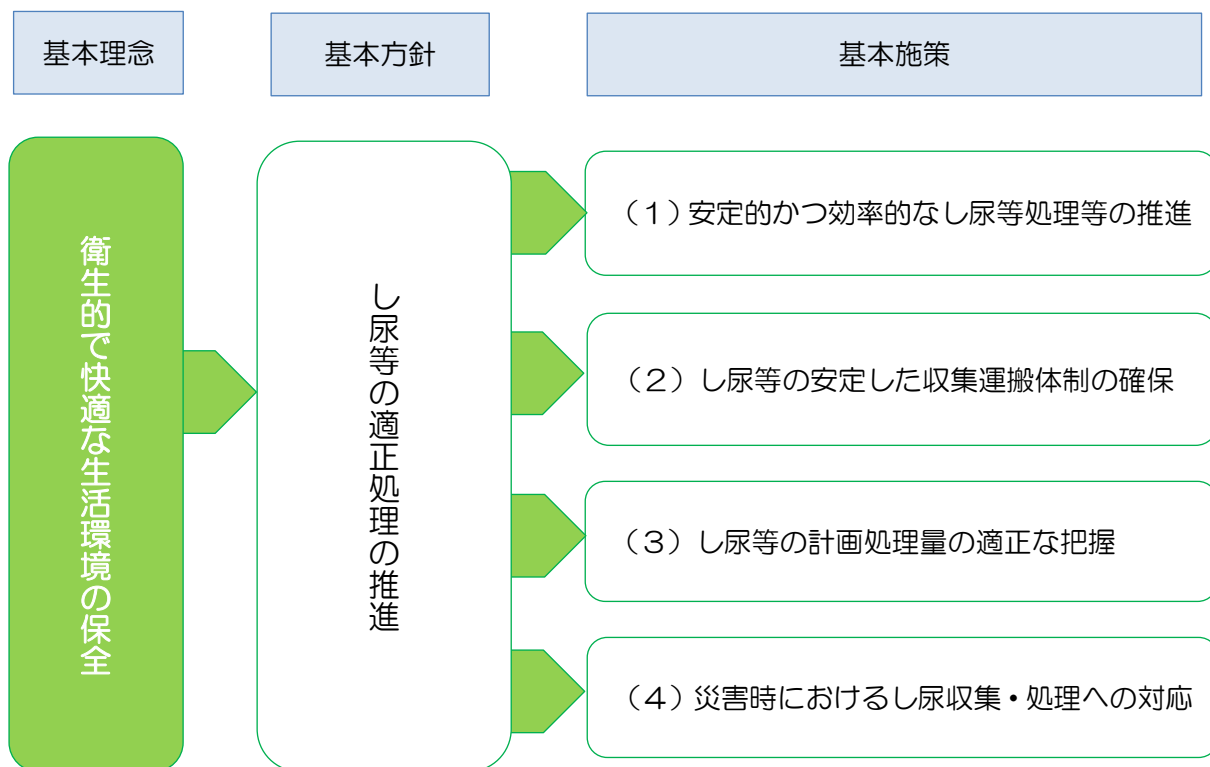
3 し尿等処理の課題

- (1) し尿はし尿収集世帯等から、また、浄化槽汚泥は、合併処理・単独処理浄化槽の設置世帯等において、毎日発生しており、し尿等の処理は、市民生活において、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、不可欠なものであることから、安定した処理が求められます。
- (2) し尿等の収集運搬は許可業者が行っていますが、し尿の発生量の減少傾向である一方、浄化槽汚泥の発生量が増加傾向であるため、安定した収集運搬を継続的に実施する必要があります。
- (3) 施設の適正かつ効率的な整備や維持管理を行っていく上で、将来におけるし尿等の処理量の正確な把握が求められます。
- (4) 台風・大雨等の災害時において、雨水の便槽への流入により、緊急で適なし尿汲み取り・処理を行う必要があります。

第4章 生活排水処理基本計画（し尿等処理計画）

1 生活排水処理基本計画（し尿等処理計画）の施策体系

本計画では、基本方針の下に、4の基本施策、9の取組項目を設定し、し尿等の適正処理を行い、基本理念の実現に向けた取組を推進します。



2 基本理念

衛生的で快適な生活環境の保全

3 基本方針

し尿等の適正処理の推進

4 基本施策

(1) 安定的かつ効率的なし尿等処理等の推進

ア 適正なし尿等処理の推進

国において、平成 7 年度から国庫補助事業である「污水处理施設共同整備事業(MICS 事業)」が実施されたことにより、し尿や浄化槽汚泥も下水処理場において下水と一括して共同処理することが可能になりました。

このようなことから、本市では MICS 事業を導入し、29 年度からは、衛生センターでし尿等から砂やし渣等を取り除く前処理後、海底送水管で東部下水処理場へ移送し、東部下水処理場において、下水とし尿等の共同処理を行っており、今後とも、引き続き、適正かつ安定的にし尿等処理を行います。

処理に当たっては、処理施設の効率的な運転に努め、経費を節減するとともに、公害防止を図り、周辺環境の保全に努めます。

イ し尿等処理施設の計画的な維持管理

衛生センターの前処理施設については、平成 29 年度から本格稼働を行っていますが、稼働後 15 年間の維持管理計画に基づき、所要の保守点検や施設修繕等を計画的に行い、効率的な運転や施設の延命化等を図ります。

ウ 脱水汚泥の有効利用

東部下水処理場においてし尿等の処理後、排出される脱水汚泥については、セメントの原料や園芸用の土に有効利用します。

(2) し尿等の安定した収集運搬体制の確保

ア 許可業者による適正な収集運搬体制の継続実施

し尿等収集運搬は、効率的な収集運搬業務の確保等の観点から、許可業者により引き続き実施していきます。なお、し尿収集量が著しく減少していることから、安定した収集運搬体制を確保するため、許可区域の見直し等について、必要に応じて、関係団体と検討します。

また、収集運搬業者の許可について、関係法令や許可基準に基づき実施するとともに、し尿等の排出量や既存の許可業者の収集運搬能力を勘案し、新規許可の制限を行うなど、適切な運用に努めます。

イ 許可業者の実施する経営合理化策等への対応

市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、し尿等収集運搬業務は、し尿等収集量の減少状況に応じて、規模を縮小しつつも継続していかなければならないことから、業務を担う許可業者の実施する経営合理化策等へ対応していきます。

ウ 合併町等におけるし尿等の収集運搬体制の確保

合併町等におけるし尿等の収集運搬については、衛生センターまでの運搬距離が旧高松市域に比べ、相当程度長いことから、効率的な収集運搬を行うため、各地域（塩江町・香川町・香南町・庵治町・国分寺町・女木町・男木町（予定））において収集されたし尿等は、それぞれの地域等のし尿貯留槽に一旦貯留した後、中継輸送車両により衛生センターへ搬入します。

また、し尿貯留槽は大規模災害が発生し、し尿等の衛生センターへの搬入が困難になった場合、し尿等を緊急的に一時保管できる機能も有しています。

このことから、し尿貯留槽を本市の東部・南部・西部・島しょ部にそれぞれ配置し、引き続き活用し、効率的な運搬を行うとともに、適正にし尿貯留槽の維持管理を行います。

なお、男木町においても、し尿貯留槽を整備しました。（平成 30 年 10 月供用開始）

また、本市がし尿等処理業務の事務を受託している三木町及び綾川町で収集されたし尿等は、引き続き、それぞれの町のし尿貯留槽から中継輸送車両により衛生センターへ搬入します。

（３）し尿等の計画処理量の適正な把握

将来におけるし尿等の処理量については、今後の衛生センター前処理施設の維持管理計画に基づく、適切な維持管理はもとより、効率的なし尿等の収集運搬体制を維持するため、三木町、綾川町をはじめ、許可業者等と連携を密にして、必要に応じて見直しを行うとともに、実態に即した計画処理量の把握に努めます。

（４）災害時におけるし尿収集・処理への対応

ア 災害時におけるし尿等の迅速な収集運搬の実施

イ 災害時におけるし尿等の迅速な処理の実施

地震・台風・水害等の災害が発生した場合、浸水により貯留限度に達した便槽の緊急し尿収集を行う必要があることから、平成 22 年 1 月に収集運搬許可業者で構成される高松市清掃業者連合会との間で「災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、今後とも、市水防本部・災害対策本部と連携し、同連合会と協力の上、緊急し尿収集業務を実施し、迅速な災害復旧に努めます。